

座談会

司法試験改革と

わが大学の法曹教育

出席者（敬称省略・順不同）

中央大学法学部長

外間 寛

同 小委員長 白井 正明
（座談会担当司会）

同 法職講座運営
（委）委員長

高窪 利一

同 小委員長 中村 生秀
編集幹事 大谷 隼夫

同 委員 永井 和之

同 編集幹事 伊井 和彦

同 委員 三和一博

同 編集幹事 中村 裕二

同 委員（中大法曹会）

中央大学法曹会幹事長 設楽 敏男

同 委員（学研連）

同 副幹事長 秋知 和憲

同 委員（学研連）

同 事務局長 大西 昭一郎

中央大学法曹会

同 事務局次長 横溝 高至

法職教育検討（委）委員長

同 事務局次長 石渡 光一

会報編集（委）委員長

同 事務局次長 伊藤 忠敬

一、はじめに



司会（白井） それではこれから「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマで、この座談会を開催させていただきます。本日、私白井正明が伊井和彦、大谷隼夫、中村裕二の三人の幹事の助力を得て、司会を担当させていただきます、この座談会を進行していきたいと思ひます。まず編集委員長の猪股先生にご挨拶をお願いいたします。

会報編集委員長挨拶

猪股 本日は「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマで座談会の開催をいたしましたところ、ご多忙にもかかわらず、大学からは、外間法学部長、高窪法職講座運営委員会委員長、三和一



博、永井和之各法職講座運営委員で、かつ法学部教授の四名、それから柳沢、鈴木、木村、法職講座運営委員の三名、以上のご参加をいただきまして誠に有難うございました。大学の法学教育については教学を担当される執行部の所管ではありませんけれども、中央大学法曹会では司法試験合格者の漸減傾向が目立ち始めた昭和五〇年ごろから強い関心を持つようになり、「大学問題委員会」を常置して、その歯止めと増加対策を立てて大学に建議したりして参りました。そのような建議を受けて、学校法人中央大学は昭和五六年に「法職講座運営委員会」を設置することになりましたが、法曹会では更に昭和五六年から「法職教育検討委員会」を常置することにして、この法職講座、法職教育の充実、協力及び検討を進めることにして、それなりの協力をして参り

ました。このような折に昭和六二年三月「法曹基本問題懇談会」が法務省に設置され「司法試験制度改革問題」が協議され、昭和六三年四月、法務大臣官房人事課長による「司法試験改革試案」が公表され、今年一〇月までいろんな論議がされて参りました。この中にあつて中央大学においてはもちろん、中央大学法曹会においてもいち早くこれに対する対応を協議検討して参りました。一昨年一月、中央大学法曹会では本日と表題がほぼ同じ内容の総論というか、さわりの部分というか、「法学教育と司法試験改革問題」というテーマで座談会をもつていろいろ有益な意見を交換し、問題点の指摘などをして参りました。本日はその続きといえますか、中間的ではありませんけれども、一応の方向付がなされ、改革案がまとめられる状況になっております。この時期に、わが大学の法学教育がどのように行われ、法職教育がどのように行われなければならないのかということを、最も重要な問題として取り上げ、相互に意見を交換することは大いに意味のあることと

考えます。その交換された意見をそれぞれ学校法人、理事会、教学執行部、法職講座運営委員会、そして中央大学法曹会のそれぞれの部所ごとに、また学研連などの現場に持ち帰って、これを更に生かしていかなければならないと思います。簡単でございますけれどもご挨拶を申し上げます。

司会 続いて幹事長の設楽先生にご挨拶をお願いいたします。

中大法曹会幹事長挨拶



設楽 中央大学法曹会の幹事長の設楽敏男でございます。一言ご挨拶申し上げます。本日はご多用にもかかわらず中央大学の教授の先生方、法曹会の先生方のご参集をいただきまして、「司法試験改革」とわが大学の法曹教育」というテーマの下で座談会を開催することができました

厚く御礼を申し上げます。言うまでもなく司法試験の改革問題は司法制度の根幹に関わるものであって、一国の文化にねざす重要なことと思料いたします。この意味におきまして人材の確保、進出を図るため、その方途を考え論ずることは、裁判、検察、弁護を問わず、国民の人権擁護、社会正義の実現を期するという司法制度の本来の目的達成のため不可欠のことと信ずるものでございます。折から法曹三者間の意見が整い、法制審の審議に入るようでございますが、そのときにあたりわが法曹会がこの問題について座談会を開催することは誠に意義深きものがあると存じます。よろしくお願いいたしますしてご挨拶とさせていただきます。

法曹会側出席者紹介

猪股 それでは私から、着席している順番に、法曹界側の出席者をご紹介します。

一番最初は、いまご挨拶申し上げた設楽幹事長でございます。次は柳沢義信法職講座運営委員で第一東京弁護士会、二八年卒研修所六期でございます。次は鈴木康洋法職講座運営委員で東京弁護士会、三四年卒業で一五期でございます。次は木村美隆法職講座運営委員、東京弁護士会、昭和五十一年卒三六期でございます。

次は中津靖夫中大法曹会法職教育検討委員会委員長で、第二東京弁護士会、三六

年卒一七期でございます。私の隣が中村生秀先生、東弁、昭和三〇年卒九期でございます。そして、会報編集委員会小委員長であります。その隣が白井正明会報編集委員、本日の座談会の司会担当で小委員長でございます。東弁、昭和三十六年卒一七

期でございます。その次が大谷隼夫会報編集幹事、東弁、昭和四三年卒二五期でございます。次が伊井和彦同幹事、東弁、昭和五五年卒三七期で、前回の座談会の

時の会報編集委員会でも幹事を勤めていただきました。次が中村裕二同幹事、昭和五四年卒三九期でございます。それから伊藤忠敬中央大学法曹会事務局次長、

一弁の所属で四〇年卒二四期でございます。次が石渡光一事務局次長、東弁所属昭和三六年卒一九期でございます。次が秋知和憲東弁ブロック副幹事長で、二七年卒一一期でございます。次が事務局長の大西昭一郎、一弁の所属で三八年卒一八期です。最後が横溝高至事務局次長で会計担当、一弁所属で昭和四九年卒三〇期でございます。

以上、全て敬称を略した格好でご紹介申し上げますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

司会 続いて大学側の自己紹介を外間法学部長から順にお願いいたします。

大学側出席者紹介



外間 本日は法曹会の先生方と司法試験改革問題、それから中央大学における法学教育の問題につきまして、意見を交換

する機会を持つことができましたことを大変嬉しく、そして有難く思っております。

法曹会の先生方にはいろいろな機会に中央大学法学部の法学教育のあり方に関して、いろいろご意見やご提言をいただき、私どもとしては大変有難く参考にさせていただきます。司法試験制度改革の問題につきましても、しばしば法曹会の先生方と接触を持ちまして、われわれの意見をまとめて法務省その他の関係当局に意見書を提出するなどいたしました。またいま法学部では学部改革に取り組んでいるところですけれども、一般法曹会の先生方においていただきまして、現状を報告した上、先生方のご意見をいただく機会をもつこともできました。そのようないろいろな機会に法曹会の先生方と法学部との間で緊密な意見の交換をしながら、私どもとしては法学部改革の実現に向けて、いま努力を重ねているところであります。この実現に至るまでに先生方のいろいろなご忠言をいただきたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。学部長をやっておりますと

段々頭が空っぽになっていくことを強く感じておりますけれども、先生方のご意見をお聞きして充電をして、また学部改革に取り組む力を汲み取らせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。(拍手)



高窪 ただいま外間部長からご挨拶を申し上げますので、私は自己紹介だけさせていただきます。法職講座運営委員会の委員長をしております。学部では商法を担当しております高窪でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)



三和 民法を専攻しております法職運営

委員の三和でございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。(拍手)



永井 商法を担当している永井です。よろしく願います。(拍手)

司会 では、これから座談会に入っていきます。

「司法試験改革とわが大学の法曹教育」というテーマに関しましては、既に一昨年座談会を開催して若干ご議論をいただいているところでございます。しかし今年は、司法試験改革について、弁護士会のほうでいろいろと議論はありましたけれども、日弁連、法務省、最高裁判所の法曹三者が一応の合意に達しましたので、それを踏まえまして、現実的な地に足のついた議論をしていただきたいと思っております。

まず最初にこの司法試験改革問題が提起しました、司法試験の現状と大学の法

曹教育の問題点について紹介して議論に入っていたかと思いますが。既に皆さん方ご承知のことだと思いますけれども、司法試験改革問題が起きてきた経緯とその経過、並びに現在の状況について幹事の伊井先生のほうから説明していただきますので、まずそこを導入部門にして入っていきたいと思います。

二、司法試験改革問題の経緯と現在の状況

これまでの経緯



伊井 昭和六十二年四月に、法務省の法曹基本問題懇談会が設置されて、そこで司法試験の改正を含め司法全般の問題について懇談を行うという形で検討が始まり、翌六三年三月に懇談会の意見書が発表されました。そして、それに基づき

して六三年四月に、いわゆる法務省人事課長試案という形で「司法試験改革案」が提示されました。これはいわゆる三年三回の回数制限をすることを盛り込んだ案でございましたが、その他に合格者の増加問題にも触れられており、とりあえず試案として提示されたわけです。しかしそれについていろいろ弁護士会等で議論がありまして、それを下に平成元年一月、いわゆる司法試験制度改革を議題とする法曹三者協議が開始されたのですが、その開始の際に、三者協議の提案理由という文書が配られました。この中に、特に大学法曹教育との関連についての問題点についてもいろいろ触れられております。

三者協議はずっと継続してきたわけですが、平成元年一月になり、それまでの協議を踏まえて法務省のほうから「司法試験改革の基本構想」というものが発表されました。いわゆる甲案、乙案、丙案という三つの案を基に司法試験の改革案を具体的に提示したものです。この中で三者協議等を通じて出てきましたとい

うな問題点が指摘されております。

この基本構想に対して、ご承知のように弁護士会等で様々な議論が巻き起こりまして紆余曲折があったわけですが、その後、法務省のほうは甲案、乙案、丙案のうち、丙案に絞って考えたいという意向を発表したわけです。これは特に大学側の意見等を聴取した結果、甲案、乙案はなかなか現況では難しい、大学側の意見も丙案賛成が多いということを理由に発表されたものです。それを受けて弁護士会等が協議してきたわけですが、本年、平成二年七月に今度は日弁連側から「司法試験改革提案」というものが発表されました。これは三者協議が非常に煮詰まりまして、決裂が継続かという段階にまで至ってしまったので、日弁連執行部のほうから、とりあえず五年間毎年二〇〇名の単純増員という形でやってみて、その結果を見て、五年後に、結果において現状が変わらなければ丙案を考えるとという形の提案がなされたわけです。その後、日弁連提案を基にしまして、三者協議が継続され、最終的に本年一〇月に法

曹三者の間で基本合意という形が成立いたしました。最終的にはこの基本合意に基づいて平成三年二月あるいは三月までに詳しい内容が詰まるといふ見通しです。

法曹会側等の対応は

司会 このように決まるまでは弁護士会側で大議論がありまして、弁護士会側がまとまった段階で、最後に最高裁判所の若干の抵抗があつて、ようやく法曹三者でまとまったわけなんですけれども、これにつきまして中央大学法曹会側のほうで、この問題に関与された先生方のご意見なり見解なりがありましたら一言注釈していただきたいと思ひます。

設案 私は初期の委員会に出ておりまして、途中から辞めたんですけれども、やはり地方会の先生方が、人数を増やすことについて反対の方が非常に多かつたんです。大都會のほうは賛成というふうな大きなギャップが最初からあつたといひています。私の知っているのはその程度です。



中津 中大法曹会として関与したかと言

われると困つてしまふんですが、私の所属しておる第二東京弁護士会ではこの問題に対する大議論が行われました。涉外法務に従事しておられる弁護士、企業法務に従事しておられる弁護士、そういう関係の仕事をやつておられる弁護士の方は、現状の司法試験合格者の中に、受験回数が多い者の比率が高いといふことは、弁護士になつてからの訓練の時間がないことを意味する。企業法務或は涉外法務をやつておられる方々は、基本六法のマスターだけでは足りない、司法試験の科目にプラスアルファした語学の問題とか、それから工業所有権の関係だとかの勉強をしなくちゃならないわけなんだけれども、それに対する訓練の開始が遅くなつて困るということです。更に三〇過ぎた新進の弁護士では、そういうものを積極的

にやろうという意欲が少ないので困るのだといふのです。弁護士の数も大変不足しておるので数も大幅に増やさなければいけないといふのです。つまり法務省が言っているとおり主張を前提として、弁護士会内で議論されていたわけです。

これに対していわゆる市民弁護士は、中小企業の仕事、あるいは個人の事件や家庭事件、といったこまごまとした仕事をしている方々ですが、その立場からは法務省の主張はおかしい。数が多いか少ないかは議論しなければならんが、三〇才で弁護士になつたとしても、何の差支えもないし、基本六法以外の勉強はそれからやつたつてやる者はやるんだから一向にかまわないではないか。そういう観点から言うとう若返りを金科玉条とする、あるいは若返りを基本とした回数制限なんかは絶対駄目だといふことになり、基本的な点で大きな対立がありました。これは第二東京弁護士会だけではなく、全国レベルでもその議論がなされたのです。日弁連の執行部はこの基本的な対立を克服するため大変苦勞されたと思ひます。

最初の段階では日弁連の議論も、いま言った法務省サイドの論議を肯定する議論のほうがやや強かった関係もあるんですけども、いわゆる巻き返しみたいな形で、先程言った現状が必ずしもいいとは言えないけれども、現状を改革するため人為的な回数制限を取り入れようとする司法試験制度の改革は、むしろ日本の司法の将来を誤るものであるという議論があつて、それであつち行つたりこつち行つたりしたのです。先程司会者が言われたように、平成二年一〇月一六日の三者協議の線でもやく弁護士会の総意をとりまとめたということじゃないかと思ひます。

司会 第二東京弁護士会が会を二分するような議論になつたようですねども、東京弁護士会の方は、この問題について如何でしょうか。

伊井 中身についてでなく経緯について少し説明しますと、東京弁護士会では当初から、特に若手の弁護士の間では若年化を目的とした司法試験改革に対しては強い拒否反応がありました。東京弁

護士会としても既に六三年ぐらいから、この問題に対する意見書を何度も発表してきました、その中で若年化を目的とする改革には反対であるという方向がずっと打ち出されてきていました。ところが、三者協議が非常に緊迫した状況になりまして、その中で日弁連会長からそういう提案がなされたということで、東弁としてもこの日弁連提案を認めるか否かで非常にもめまして、本年七月の常議員会でも大議論になり、結局東弁としては最終的には日弁連提案に対して、賛成の決議も反対の決議もできないという結論だつたわけです。ただ三者協議を決裂させるべきではないという意見がかなり強く出されまして、日弁連執行部が提案したこともあるということで、最終的にはこれを確認するような形になつたんだらうと思います。ただ現在でも若手弁護士の間ではかなり批判が強いことは事実です。特にこの問題につきましては東弁の中では、若手弁護士とベテランの先生方の間でかなり意見の相違、対立の状況があつたと思ひます。

大学側の対応は

司会 甲案、乙案、丙案が出てきた基本構想から基本的合意に達するまでの経過につきまして、大学側はどういうふうに受け取られたんでしょうか。

外間 これは先程のご挨拶の中でもちよつと触れましたけれども、最初法務省の人事課長案が出された段階で、その前には基本問題懇談会の答申が出された段階で、法律科目担任者会議でいろいろ議論をいたしまして、意見をまとめて法務省その他の関係の筋に提出いたしました。それからこの甲案、乙案、丙案、これが出たのは一月で、この提案が出された段階におきましても、また法律科目担任者会議で、これに対してどういうふうに考えるかということについて検討をいたしまして、意見をまとめて法務省その他の関係の筋に提出をいたしました。その間、学研連、法曹会の先生方ともいろいろ意見の交換をいたしました。更に法務省とも何回か担当の係官にお会いいたしました。意見を交換する機会を持ちました。それで最近の甲案、乙案等の法務省

の提案について、法学部の法律科目担任者会議でどういう意見をまとめたかという結論的などころだけ申し上げますと、受験回数制限については、基本的には

反対であるということです。若し法務省の三つの提案のうち、強いてどれかを選らばなければならぬとすれば、われわれとしては丙案のほうがよいのではないかと、趣旨の意見をまとめまして、関係筋に提出をいたしました。司法試験の改革の問題は、法学教育のあり方に非常に大きな関係を持つものですから、私どもとしてはどの案に賛成するかということも大切ですが、それを受けて中央大学の法学教育のあり方を見直し、カリキュラムの改革その他を通じて、法学部の改革に取り組んで、できるだけ早い機会に、司法試験の改革の実施に間に合うように、改革を進めなければならぬという基本的な考え方で今日に至っております。

中大法曹としては

司会 昭和六三年二月二二日に、中央大

学法曹会大学問題委員会の小委員長として柳沢先生が答申していますので、その経緯をお話下さい。



柳沢 昭和六二年の四月に法務省の法曹基本問題懇談会が設置されましたが、当時の経緯につきましては「中大法曹11号」の一八二ページ以下に掲載されています。ただいま外間先生のご説明がありまして、中央大学法曹会側あるいは法務省側と懇談会をお持ちになったということでしたが、たまたま当時私は中央大学法曹会大学問題委員会第二小委員会の委員長を仰せつかっておりまして、当時の中央大学法曹会大学問題委員長藤井光春先生とともに大学や法務省へも伺ったりして、この問題を検討したわけでございます。その当時、昭和六二年の末までに答申して出すようにというお話もあつたわけです。それまでに日弁連で

は、法曹人口の増加については約七〇〇名という案が一応出ており、この関係は無視できないということでした。それでそれを考慮しながら大学の先生方あるいは法務省のほうへ伺ったときに聞いた話を参考にしながら報告書を書くに至ったわけです。そういうことでですので、平成元年の十一月に、いわゆる甲案、乙案、丙案が出ていますが、この案が出る前の答申案であるということをご了解願いたいと思います。結論は若い先生方の意見を伺ってまとめたわけでございます。当面回数制限は反対であるという大前提がございます。いずれにしても司法試験改革問題をやるならば、いま急にそれをやる必要はないということです。先程のお話のように、外弁とか企業弁護士の人数が足りないというならば、当面人数を増やしたらいいではないか、そこである期間を置いて、検証した結果、そこで再検討をして欲しいというような結論になっているわけです。

司会 司法試験改革については当初、中央大学法曹会側でも出しましたように、

理想案が徐々に丙案、それからまた基本的合意点に変わつてきておりまして、単純増員がそういうふうに変化してきたわけですけれども、このような司法試験改革を法務省が打ち出さざるを得なかった実情、理念のない司法試験改革だと言われておりますし、何とも若い人から見れば不公平な、不合理な改革案だと言われておりますけれども、このような司法試験改革を打ち出さざるを得なかった司法試験の現状、それから大学教育、法曹教育の問題点につきまして、その過程でいろいろと論議されました点をまず伊井先生のほうから紹介していただきます。

三、司法試験の現状と大学法曹教育の問題点

法務省側の見方は

伊井 先程述べました法務省の「法曹三者協議への提案理由」という文書の中でいろいろなことが述べられているわけですが、特に本日のテーマであります大学の法曹教育との関連で指摘されている点

について若干まとめておきました。それに従つて述べたいと思います。

まず第一に司法試験は近年合格が格段に困難になり、合格するまでに要する受験勉強の期間が非常に長期化して、そのことがまたその後新たに司法試験を目指す者の合格を困難にするという悪循環になってきている。第二に、そのため大学の法学教育を受けただけでは合格できず、卒業後、長期間無職で受験勉強に専念し、あるいは受験予備校に長く依存しないと合格が困難になっている状況にある。第三に、大学法学部の入学定員は継続して増加してきているのに対し、司法試験出願者数は昭和五三年度以降ほぼ一貫して減少している。特に二四才以下の若い層の出願者は四分の一近く減少している。第四に、法曹に向いている、かつ受験を継続すれば合格できると思われる優秀な大学在学学生等が、合格の過度の困難故に司法試験を受験せずに、あるいは一、二回の受験で司法試験を断念して他の道に転身する傾向がある。第五に、受験者の多くが司法試験の合格のために長期にわ

たり受験準備に専念せざるを得ないため、受験科目以外の勉強を敬遠せざるを得ず、その結果、広く社会的経験を積む機会に乏しくなり、法曹に必要な豊かな常識と広い教養を身につけることが困難になることも懸念されている。こういったようなことが法務省の提案理由として述べられているわけです。いろいろとありますけれども、現状として確かに法務省が指摘している問題があるということについては、これはやはり弁護士会サイド等においても認めている点ではないかと思ひます。司会 法務省はそういうことを指摘しているんですけれども、大学側としては最近の受験生の状況を見ていて、どういふふうに感じておられますでしょうか。

大学側の見方は

外間 私が少しお話ししまして、あと足りないところは他の方から補充をしていただきたいと思います。基本的には法務省の認識というのは、基本的には私どもも共通に持っている認識であります。つまり司法試験を受験する若い志願

者の数が段々減ってきていますけれども、これは私どもとしては深刻な問題として受け止めているわけであります。中央大学の場合について申し上げますと、在学生の受験者が年々減ってきております。

確か六四年度の統計で見ますと、中央大学の在学生の受験者が六〇〇人ちよつとであります。在学生の受験者で一番多いのが東京大学で九〇〇人を越えます。それから第二番目が早稲田大学で、これは中央よりも七、八〇人ぐらい受験者の数が多いのであります。司法試験の受験者全体の数で見ますと、一番中央大学が多いんですけれども、その中で在学生の受験者に限ってみますと、数は中央大学は三番目で、東京大学に比べますと三〇〇人以上少ないというような現状であります。これにはいろいろな原因があると思いますけれども、またその対策については後にいろいろお話をする機会があると思います。今はそういう現状だけを報告しておきたいと思ひます。

それから本来なら法曹に向ひている優秀な素養を持つていると思われる学生が

他の道に進んでいるという問題、これも私どもとしては同様の認識を持つてゐるわけでありまして、それも一つ在学生の受験者の数が減つてゐるということの大きな原因に挙げられるのではないかと思います。

そして五番目の受験科目以外の勉強をする余裕がないという問題については、これも司法試験に受かるためには大学で学ぶ法学教育だけでは足りないで、どうしても予備校に行つて、受験技術を学ばなければならぬということであります。そういったしますとそつちのほうに大部分の時間が取られて、本来広い視野から法律の学問を勉強することを建前とする大学での法学教育に十分な時間を使わない。大学では解釈法学が一応中心になりますけれども、その他に理論的なあるいは歴史的な面に関わる法律学、あるいは外国の事情に関わる法律といった、いろんな広い視野からカリキュラムを立てて教育を実施しているわけですが、このような大学における法学教育を、そのものとして素直に受け取つて勉強をす

るといふ姿勢が欠けているという傾向が見られるわけであります。そういう点で法務省の認識というのは、私どもも基本的には共通に持つてゐるところであります。

その背景に眼を転ずると

高窪 大体学部長が言われたことに尽きると思ひますが、若干付け加へさせていただきます。法務省提案理由の第二で、大学の法学教育だけでは足りないんで、予備校に依存しないと受からない、という指摘があるわけです。この点は、学研連の各研究室でも同じ悩みを感じておられると思うのですが、今の学生の体質といひますか、大学までずつと、偏差値教育と予備校教育で育つてきているものから、何か頼るところがあつてそこに入らないと安心できない。しかし、入つてそこで頑張つて努力をするのかといふと、必ずしもそうじゃないんです。研究室へ入つた学生も、何となくたるんでゐると、先輩の皆さんはおつしやるんです。私も、いくつかの研究室の世話をしてゐますが、やっぱり昔とは違ひます。法務

省の指摘にもあるように、非常にいい世

の中ですから、いくらでも一流企業に行ける。企業から金を出してもらって、アメリカ留学なんかをさせてもらったり、非常に恵まれた時代です。そういうことが影響あると思いますが、真剣に法曹に対して関心を持つという意欲自体が何か弱い気がします。また、予備校に行くと司法試験に受かるように思われていますけれども、これも必ずしもそうでもないんです。予備校へ流れて行って、そこで無駄な勉強をして、かえって長くかかっているという人が沢山いるわけです。例えば、短答式試験のゼミを、短答式だけに受かった人に指導させたりしているのが現状ですから、これでは早期に最終合格するわけがないです。多摩の研究室で勉強し、大学の授業も受け、法職講座で勉強をするという、学校を核にした教育が崩れちゃっているということは、大学の方ももちろん努力が足りないと思いますが、学園生活の中で、学生自身に、法曹に対する強い関心を醸成するというのがどうしても必要なんじゃないかと思

います。

確かに現在の大学の法学教育は、一般社会人教育でございすから、司法試験のための計画的なカリキュラムを組んでいるわけじゃないのです。だからこそ、後で具体的に触れますように、法職講座では受験向きのカリキュラムを組んでいろいろなことをやっているわけです。大学の授業では足りないのは当り前のことなのです。それでは、大学であらゆるメニューを用意しておけば、若い人たちがどんどん受かるのかというと、必ずしもそうも言えないような気がします。例えば、法務省で、若い合格者が減っているということ是非常に心配しているわけですが、これは、具体的には、判・検事不足の問題なのです。この間も某検事にお会いしたら、官舎も寮もきれいになったんですよと言われる。しかし、転勤や官舎だけの問題じゃないと思うんです。やっぱり、法曹の役割について、もっと早く、できれば高等学校の時代から啓蒙して、若い人たちに判・検事になりたいというエモーションを起こさせることが必

要じゃないか、ということをや、痛切に感じております。

三和 先程学部長が言われたように、在学生の受験生の数は東大、早稲田、中央というような順になっておりますが、早稲田の場合は法学部は全部昼間なわけです。中央大学の受験者の中には二部の学生も含まれているし、通信の学生も含まれているということになりますと、受験する昼間部の在学生の数というのはもっと減ってくるということになります。在学生の受験者が少なくなっているということは、一般的傾向ではあるといいながら、中央では特に減っているということが問題だという気がします。その点はこの間にも挙がっておりますように、就職が非常にし易いわけですから、安易に就職に流れていくという傾向もありますし、ゼミを見ておりまして、三年生くらいまでは受験しようということをやっています、四年になると途端にガタッと減って就職のほうに行ってしまうというのが現状だろうと思います。その一方で、受験者はどうしているかと言いますと、

先程ありましたように、予備校のほうに流れて、法学教育というよりも受験教育、受験勉強のほうに専念している。

それも問題があるんじゃないかという気がします。更に申しますと、多摩校舎が離れておりますために、学生の動向を見れておきますと、三年、四年になってきますと、下宿が変わるんです。予備校を焦点において予備校に一番通い易いところへ変わっていくと、おのずと大学のほうの授業には出てこないというような悪循環が指摘できるのではないかと思います。

司会 永井先生、何か一言ございますか。

永井 じゃ、一言だけ申し上げます。この四番目の点ですけれども、この点は法務省の基本問題懇談会が開かれたときに、うちからは川口元学長がいられていて、そこでは法曹の国際化とか、社会の高度化における専門化とかいったものに対応できる法曹を養成していかないのではなにかというのが一番大きな問題だったんです。若年化どうのという問題ではなかったんです。法曹の能力について問題を提起していたと思います。そのいわば補

強証拠として四が使われていたように思われます。何故優秀な学生が受からないかという点、この一にあるように、長期に受験勉強をしていて、それで受かってしまう者が枠を取ってしまうと考えることもできるという点があったように思われます。このように今の司法試験の制度では優秀な者が必ずしも受かる制度になっていないのではないかと、国際化、社会の高度化に対応できる法曹を養成していく中で、十分な機能を果たしていないんではないかということの問題提起をされたんです。そのために回数制限を設けようということ、単に若年生を取ろうというそういう形式的な理由ではなかったわけです。司法研修所の二回試験などにおいて、かなり回数かかっている修習生には、必ずしも成績が良いとは言えない者が多く、若い人には、修習時代にかなり伸びる者が多いという指摘もあって、いわば能力の問題として議論されていたわけですね。だからこれに対しては大学として、かつ大量の合格者を出している中大としては、能力のない者を受からせ

ていると言われると非常に問題だということ、そこをどうするかというのが一番大きな問題だったんです。そのためには内部でやはりもう一度、むしろ大学のシステムとかカリキュラムシステムとかいうようなものの内容、試験制度を検討しなくてはいけないのではないかと思います。問題があるわけです。だからすぐ試験が改正されようが改正されまいが、そういう問題提起がなされた以上は、大量の合格者を出している中大としては、やはり法学教育を検討しなければいけなかったんです。そういうふうに思います。

弁護士会側の見方は

司会 法務省から指摘された司法試験の現状は、大学側のほうでもほぼお認めになっていることが伺えますけれども、弁護士会側のほうで特に研究室などで指導に携わっておられる方もおられるでしょうけれども、その方々から見てどうなんですか。

中津 永井先生がおっしゃった優秀という問題なんですけれども、法務省が言う

優秀、それから大学側でおっしゃる優秀というのは、何を基準にしているのかという問題です。研修所の成績のことも言われたのですが、研修所の成績の基準は何かというと、結局はちゃんとした起案ができるかということなのです。ところで大学で優秀だと言えば、語学ができ数学ができ、それから一般教養もAを取って、いわゆる形式的な成績が揃っている人を、優等生と言うんだと思うんですが、法曹としての優秀さは果してそれにつけるのだろうかということなのです。弁護士会でこの点が議論になって、いったい優秀とは何であるかということになりました。ここでは法律家としての資質を問わなければならぬのであるが、法律家としての資質を考えると、語学ができ数学ができ一般教養ができるということは、確かにできないよりはできたほうがいいのはあるけれども、果たしてそれが法律家として優秀ということなんだろうかという議論があったんです。

永井 その点は、そのような問題提起を、日弁連でもされたらと考えています。例

えば回数がかかっている人は優秀ではないという問題提起に対しては十分に検討しなければならぬと思います。それに對して、弁護士としてまた法曹としての資質としての優秀さというのは、そういう問題ではないだろうと思います。何故もっと直接的にその点を議論しないのか、そのあたりが基本問題懇談会あたりからずっと言っているんですけども、その問題提起が弱いと単に受験回数の問題というようになほうへ行ってしまう。

中津 日弁連がぎりぎりのところでどういう議論をされたかは必ずしも明らかじゃありませんが、法務省の担当官がこの問題をめぐって弁護士会に何回も説明に、あるいは意見交換に見えたんです。第二東京弁護士会に、担当官が見えて、説明があると会員弁護士は今の話をするわけです。そうすると法務省は正面切つては多数回数受験者が能力が劣るとはおっしゃらないんです。いま受かっている人も全て能力はあるんだと、かしどうせ受かる人が回数を重ねているのだということです。どうせ受かるなら早く受かったほ

うがいいでしょう、だから何も現在受かっているような人を排除するのではないんだということです。いま受かっている人が早く受かるような試験にするんだということでありまして、合格者の能力論についてはわれわれの討議の場では法務省は即座に否定されました。

永井 それはそうでしょうね。(笑い)

中津 それはそうです。現に多数回受験によつて合格した人々が目の前に座っていますから、お前らは駄目だということはないです。(笑い)

永井 何故問題提起をしないのかと大学側は不思議だったんです。

中津 これは弁護士会ではあらゆる討論の場で最初に出た質問なんです。

司会 弁護士会側でも若くて優秀な人が早く受かる必要があるんじゃないかと、現在の司法試験はそれを満たしていないのではないかという思いがあつて、それでいろいろな案が登場してきても、どうしていいか対応できなかった状況があるようですけれども、他に指導を担当しておられた方で述べていただければと思い

ます。



木村 私も研究室の指導とか、あるいは法職のお手伝いをして、その中で感じていることは、これまでに出てきたお話と全く同じなんです。先程出た優秀な在学生が転身を早めるということも、現実としてかなり顕著だと思っています。私どもが研究室などで見ていて、何が優秀かという尺度は別論としても、自分の受験生当時の先輩、後輩も含めて大勢の受験生を見てきて、この人なら受かるんじゃないかという感じというものはある程度は印象としてわかるんですけども、最近ではそういった人達でもかなり早い段階で止めてしまいます。残念ながら在学中に合格するというのは極めて困難ですから、あと一、二年頑張れば、何とか目途がつくのにというのが止めて行くといふのは、見ていて大変残念ですし、指導

する私どもとしても何かお金をどぶに捨てているような、徒労感すら持つわけです。こういった現実の原因がどこにあるかと言いますと、就職が極めて好調だという経済情勢もありますし、それから学生があまり無理な人生の選択をしない、割と無難な道を選びたがるというような比較的最近の若い学生の気質みたいなものも影響していると思いますから、全てが司法試験のせいではありませんけれども、現実としてはこういった問題がかなり顕著だという認識を持っております。

四、中央大学におけるこれからの法学教育のあり方

司会 このような司法試験における現状なんですけれども、これまで大学における法学教育はどうであったのか、あるいはこういった現状を踏まえて、これからの法学教育はどうあるべきかということについて、大学側のほうでご見解をお持ちでしたら一言お願いいたします。

大学側の法曹教育の理念と現実

外間 それでは私からごく概括的にお話を申し上げて、あとは適当に付け加えていただきたいと思います。法学部では去年の夏以降、法学部改革に取り組んでおります。ちょっと取組み方が遅すぎたのではないかと今は反省いたしております。と言いますのは、その前までは大学全体の改革、特に新しい学部を設置をめぐって、大学内部でいろいろ意見が分かれて、その調整のために相当時間がかかりました。それがやっと落ち着いた状況になって初めて学部改革に取り組むことができたことになったのが去年の夏です。その際に、最初は法学部の先生方に学部改革に関して意見があったら寄せて欲しいという要請をいたしまして、夏休みの間にかなりの数の先生方から意見を寄せていただきました。私は夏休み明けにそれを手元でまとめまして、それを材料にして学部改革の作業に着手しました。法学部における法学教育のあり方についての基本的な考え方も、先生方の意見の中でいろいろな形で提起されているわけ

です。基本的には現在のカリキュラムによる法学教育というのは、いろいろな意味でまずいところがある。基本的には学生の進路が公務員志望とか民間企業志望とか、法曹志望とかいうように多様であるのに、現在の法律学科では一つのカリキュラムで、法曹要請の一環としての法学教育という観点から見て足りないし、また民間企業等に進路を選ぶ学生の観点から見ても足りないわけです。ですから学生の進路に見合った複数のカリキュラムを考えて、それによって法学教育を多

様化するということが必要ではないかということになり、これは多くの先生方の合意を得られた基本的な方向であります。そういう方向で複数のカリキュラムを作成するというところで作業を進めてきております。ただここから若干私の個人的な考え方も入って参りますけれども、確かに一つのカリキュラムだけで現在の学生に対して法学教育を実施するということとはよくない。複数化、多様化する必要はありますけれども、ただ単に二つないし三つのカリキュラムを作ればいいという



問題ではないわけです。やはり中央大学法学部の使命という点に関する基本的な認識を欠いて、ただ学生の進路に見合ったAコース、Bコース、Cコースのカリキュラムを作ればいいというものではないわけであります。中央大学法学部には日本の法曹界に多数の優れた人材を提供してきたという非常に輝かしい伝統があるわけですから、われわれの改革もそういう伝統を継承し、そしてそれを新しい時代の要請に応えて、もっとより大きく発展させるという方向を目指した改革でなくてはならないと思います。そういったしなくても、基本はやはり法曹養成の一環としての法学教育が基本にならないければならない。単に進路が多様であるからといって、教養法学的な法学教育で満足するというようなものであってはならない。法学の専門教育と呼ぶに値するものでなければならぬ。どういったコース分けを考えるにせよ、法律学科全体の教育に共通する基本的なあり方として、法学の専門教育と呼ぶに値するような教育でなければならない。これが基本に

ならなければならないというふうに考えているわけです。その上で、それを前提にして多様化あるいはコース分けということを考えなければならない。その場合に大きな方向として出て参りますのは、法律学の専門教育を充実するということに加えて、外国語能力あるいは国際的な素養の養成をプラスしたコースというのを考えたかどうかということです。このコースでは法曹養成の一環としての法学教育そのものを実現しようとするコースの場合に比べますと、専門教育のあり方も若干違えていいと思いますし、専門教育の範囲、設置科目の範囲なども違えていいと思いますけれども、しかしそのコースも法律学者の専門教育を損なうものであってはならない。このコースでは法的な知識や思考力を身に付けさせて、なお民間その他の分野で国際的に活躍することのできるような能力を育てるような教育を目指すことにします。今大体そういう方向で、一つは法曹養成の一環としての法学教育そのものを徹底してやっていこうという方向と、それから専門の法

曹教育ということは前提にしますけれども、プラスして外国語能力、国際的な素養の養成を図っていくようにする方向と、大体こういう二つの方向が出てきております。こういう二つの大きな方向が見えてきたというのが、現在の段階です。

司会 今法学部の理念あるいは使命などについてお述べいただいたんですけれども、高窪先生からこのことに関しましてご発言がありましたらお願いいたします。高窪 いま学部長も言われましたように、学部改革委員会というのがございまして、たまたま法職講座の法学部選出の運営委員は、委員長を除いて、ほとんどがその委員になっておりますので、連絡はよくとれています。その委員会でロングタームのビジョンについても、相当議論があったように聞いております。一般的に法学教育はこういうふうにあるべきだ、ということについての統一的ビジョンといえますか、特にロングタームの見通しを持ったビジョンが確立されているかという、これは非常に難しい問題でして、東京大学を含めて、他大学でもそれにつ

いては大変悩んでおられるようです。つまり、法律家養成のためのロースクールであるべきなのか、それとも、現行のように教養から出発しての社会人教育の学部であるべきか、がはっきりしていないんです。先生には、旧制学部を出た方と新制学部を出た方と両方おられると思います。私も旧制中学から新制に移され、新制大学の一期生ですが、大学に入って、高等学校のやり直しみたいな勉強をして、意味があるのかなと思つたこともあるんですけれども、その後年月を経て、現在は法学教育のビジョンというのが出来上がっているのかというと、まだまだ依然として模索中で、統一的な教育ビジョンが確立されていないのが現状じゃないかと思ひます。

現行の法学部の教育は、太平洋戦争後に与えられた教育体制なわけですが、もともと、法学部というのは、私個人の意見では、医学部と同じように、大学院の教育も含めて、最低六年ぐらいをかけて、専門の法律的思考力を養うのがその使命じゃないかと思つているわけです。その

へんは、「ローマは一日にして成らず」で、教授会は民主主義的な会議体なものですから、学部長も非常に苦勞しておられるんですけど、教授会ベースで基本的な方向が論議されているかというのを、あとで先生方からお話していただきますので、私は一応これで終わります。

外間 ちょっと付け加えさせていただきます。法学教育の問題は高窪先生がおっしゃる様に非常に難しい問題であります。法学部内部で議論していろいろな意見が出て参ります。法学教育というのは、例えば政治学とか歴史学とか社会学とか、そういう学問の研究や教育とは違う面をもっていることは明らかであると思います。法学というのは専門職業に結び付いた学問であります。その点では医学の場合と同じだと思います。ですから中央大学の法学部のように、そういう面で長い歴史と伝統を持っている法学部の場合には、正統的な法学教育というのを、つまり専門職業と結び付いた専門の法学教育を受け継いで発展させていかなければ

ならない。私もはそういうふうに考えているわけであります。

厳しい認識に立ってこそ



鈴木

その前に本学の現状をどうみるかという現状認識の問題を率直にとりあげる必要がある。大学側でも、昨年来、学部の改革問題について真剣にご検討いただいています。このことにつきましては非常に敬意を表しておるんですけども、一番手前の段階の話で、皆さん合格者が漸減傾向というふうな表現で言うんですけども、今や、そんな品のいいことをいっていられるような状況ではない。現実には、じり貧状態であり、むしろどこか貧に近いんです。そういう全学的に極めて厳しい現状にあるのだという現状認識を、法学部の法律科目担当の先生方のみならず、法学部全体の先生方に是非ともご認

識をいただきたい。また全学的にも、法学部こけたら何とやらという議論もあるんですけども、我々は法学部だけ良くしろなんていうことを云っているのでは決してありません。とにかく、全学的に非常に極めて厳しい条件にあるということでは共通の認識を持ちませんと、いくら制度改革をやらうと思っても、非常に難しい。議論だけが空転して一歩も進まない。そして来年、さ来年と時間だけが過ぎていく。そして、あつと気がついたときは、回復不能のどか貧となる。このような現実が目の前に迫っていることについて厳しい共通認識を是が非でももっていただきたい。そしてこのことが全ての問題の出発点であることをあえて申し上げさせていただきます。

これは先程も話してましたが、本学の在学生の受験生は六〇〇名位、これには夜間部・通信教育の学生も入っている。昼間部の在学生ということになりますと約四〇〇名程度、そして四年で一気に落ちますと、そのほとんどが止めてしまい、もう一步頑張っていこうという

のはわずか一五〇人ぐらいいしかないという事です。このことは後の議論に関連すると思いますが今後の課題を検討していくときの最重要課題だと思います。

留年を在学生と扱い

中津 それとの関連でお伺いしたいんですけども、早稲田の六七〇東大の九〇〇というのは留年生を含めてだと思うのですが、中大の場合司法試験受験のための留年生は現状では少ないと思います。中大で言うところの昼間部の学生四〇〇というのは、入学して四年以内の学生です。

鈴木 入学して四年以内学生だと思ふです。

中津 東大の場合の九〇〇人以上というのは、これは相当数の留年学生がいると思いますが、早稲田の場合はそのへんのことかわかるでしょうか。六七〇というのはどんな中味なのかですね。

永井 留年生を含むのではないでしようか。

中津 早大の場合司法試験のための留年

制度があるわけでしょう。

永井 どこにも留年制度はありますけれども、早稲田の場合には、ゼミだけ落としています。そのため先生に翌年ゼミの単位がもらえれば卒業できるような体制で司法試験を受けているわけです。

中津 中央大学は、今のところそういう留年生はいないわけでしょう。

永井 どこかの単位を落としているから留年しているんですけども、ゼミの単位を落としているというのは多分卒業単位のほうで難しいですね。

中津 いや、私がお尋ねしたいのは、中央大学の場合は司法試験受験のため留年生に対する授業料に関する特典がないから、司法試験を受けるにしてもとにかく卒業はしちゃうというのが多くて、司法試験は受けるために一、二年留年するというのは早稲田にはあるけれども、中央大学にはないという認識でいいのかどうかです。

高窪 それはないとは言えませんが少ないでしようね。

三和 そういう数なのかも知れませんけ

ど、確かに早稲田の場合はそういう制度がありますからやり易いという点はあると思います。中央の場合は現状はないという事です。詳しくは知りませんが、でも、在学生というのはどう定義するかということだろうと思うんですが、当然のように四年でずっと留まっちゃうという場合でしたら在学生の中に入っちゃうんですけども、中央や早稲田の場合は五年、六年ということですから、そうすると四年のときに卒業見込みの証明をもらって受験すると卒業生になるようです。

高窪 ゼミだけ落として下さい、留年して勉強します、という学生も中にはおります。それは熱心な学生で余裕のある学生だと思えます。熱意のある学生はかなり多いのですが余裕がないので卒業してしまいます。実数の計算上では、キチンとした留年の制度がないので、現役合格の数でも非常に損をしているわけです。

法曹教育の昂揚が必要

高窪 それから先程鈴木先生がおっしゃ

ったことなんですけれども、現状認識の点において、法曹OBの熱情溢れる憂慮といえますか、そういう状況に比べますと、学内の空気はまだまだ甘いと思います。現在では、教授会も真剣に検討を始めていますのですけれども、他学部の方を含めて、中央大学全体としては、非常にシビアな認識というのはまだまだ欠けているのではないかと思います。要するに、法曹教育だけが全てではない、一般学生が大事だから、司法試験ばかり力を入れる必要はないんじゃないかと、いう議論が出てくるわけです。司法試験が看板だということはわかってもらえのですが、最重点でやらないと看板がくずれちゃうという根拠が弱いのです。やはりそこは、ご指摘のように、外からも相当強く刺戟していただきたい。司法試験の合格者数が減らないことも大切ですが、判・検事、弁護士をリードするような、優秀な法曹人を育てる、ということを中心大学の看板にして、それが維持できる限りは、質のいい受験生が法学部に来ますし、学校全体、他学部もみんな良

くなるわけですから、そのへんの認識を、もう少し鼓舞することが肝心だと思います。

中津 今の高窪先生のお話ですけれども、中大の司法試験合格者というのは中大の看板なので、要するに中大を活性化させるための機関車としての役目を明白にすべきだと思います。中大生が司法試験に沢山受かり、常に一位を取っておるということは、単に法学部だけの問題ではなくて、その結果は経済学部や商学部の卒業生にもいい形ではね返るし、文学部もそうだと思うのです。理工学部の方にもいいはね返りがあると思うのです。中大法学部が司法試験でトップを走っておれば、全学的にプラスの影響を受けるというご認識を是非学内に確立していただきたいと思うんです。そうすれば将来心配されている学生数が減ったときにどうするかなどという問題も私は全く心配する必要がなくなるのじゃないかと思うんです。だから表看板を薄めるような形で司法試験ばかりが能じゃないと他から言われれば、それはまさしくそのとおりな

んだけれども、そういう形で表看板を薄めてしまったら、そのマイナス面が全部はね返って、つまり他の方もみんなそのマイナスを受けるといってご認識を本当に持っていたきたいと思います。

五、法曹を志すものの増加案

司会 それより法曹を志望する方を増加させる方策ですね。つまり減少傾向を認めているんですからね。それでより若い優秀な受験生が司法試験に挑戦する。司法試験に合格すれば能力と努力によって、法曹という正義感を満足させるような職業に就くことができる。そういう進路指導とか法曹という職業の内容を紹介する広報システムというのは、大体大学側のほうでは、今の問題に関連しましてどの程度やっておられるのでしょうか。

オリエンテーションの実施

高窪 法学部としては、入学式の直後に、学部のオリエンテーションというのをやって、そこで、法律学とは何か、法律学

科ではどういう勉強をするのか、政治学科とはどういうものかという、一般的なオリエンテーションをやっているわけです。その学部オリエンテーションに続いて、OB法曹の先生方にもご臨席いただいて、法職講座の主催で、「法職講座開講シンポジウム」というものを、法学部の全新生に対して行なっているわけです。これは法学部に入ってきたばかりの学生でみんな真面目ですから、学部のオリエンテーションを聞いた新生は、殆どが法職開講シンポジウムに出席いたします。七〇〇名位が出席をして熱心に聞いています。この法職の開講シンポジウムで、まず、判事、検事、弁護士との先生に、「法律家とはどんな職業か」という特別講演をやっていたいております。それからもう一つは、法職運営委員や、若手弁護士、最近の合格者によって、どうすれば司法試験に受かるか、というテーマで、法職講座のカリキュラムの説明や、合格体験の質疑応答をやっているわけです。ただ九一年度は、入学式直後は新入生歓迎会が入って、学部と法

職のオリエンテーションもバラバラにやることになってしまい、心配しています。なお、その他に、「法律家を目指す諸君へ」という啓蒙の小冊子を発行して、新生に読ませています。今後の広報活動として、やっとなじみのじゃないのかなとも考えていますのは、高等学校の間に、高校在学中に対して、中央大学法学部ではこういう考え方で法曹民主主義を守る教育をやっているということ、中大はこういう先輩がいてこういう学校で、法学部ではこういう法曹教育をやっているのだ、ということのPRを積極的に行なうかどうか。付属高校その他のからの推薦入学が四〇%ぐらいになっておりますから、この推薦制度にからめてきめ細かにやるということも十分可能だと思えますし、推薦高校以外の高校に対しても、相当早くからそういうPRをして、やっぱり法律家になろうかな、という気を起こさせる。人生の動機というのはそれを大きくふくらませていけばよいのです。案外大したものじゃないと思うんです。後で聞いてみますと非常に

単純な動機で、やっぱり弁護士になろうと思った、という学生がかなりいるんです。でも、それでいいと思うんです。そういうエモーションをなるべく早くからゆり動かすことが必要です。

ひと工夫が必要

司会 そのオリエンテーションなり開講シンポジウムなどでの効果はあがっていらっしやいますか。

鈴木 いまお話しのとおり、入学式の直後に学部のオリエンテーションが行われますが、法職講座ではそのあと大体午後三時から五・六時ころにかけて開講シンポジウムを行なっております。開講シンポジウムの持ち方につきましては、いろいろ工夫をしてきており、それなりの成果はあがっていると思います。それにしても開講シンポジウムに先立って行われる学部のオリエンテーションにしても、新生にとつてはそれだけでは、全然とまでは云いませんが学生にとつては要領をえない部分が多いのではないかと思います。教授の先生方を前にして大

変恐縮なんですけれども、やはりオリエンテーション等の持ち方にいたしまして、相手はあくまでも高校を卒業してきただけの新入生なんだということで再考の要がある。もう少しきめ細く指導しませんと全然分らないと思うんです。これはやろうと思えばすぐできることだと思いますし、更に、これからは高等学校段階からのPR活動ということが重要な問題になってくると思います。

又これに関連して、入学案内の作り方も、まさに今時の学生諸君が飛び付いて読むようなものじゃなくて、旧態依然たるスタイルではじめてお目にかかるような科目名がダラッと並んでいるわけですから、教授の名前が書いてある。ところが一般的な高校生段階の入学学生は、どの先生がどういう方なのか、いったいこの科目は何なのか全く分からないわけですから、例えば科目を選択するときも、憲法はやるでしょうけれども、民法も一、二、これも後で議論になると思いますけれども、四つに分かれています。そうすると一をやらないで二からやっているも

のがいたりというふうな、本来法学教育をやっていくときの基本的なカリキュラム、こういう科目はこうしてやらなければ駄目だとか、そういったような工夫を今後していきたいと思います。これはなかなか容易じゃないと思うんです。やはりパンフレット一つの作り方にしまして、抜本的な改革が必要であると考えております。

効果はあがってる

司会 開講シンポジウムなりオリエンテーションをする事によって法曹を志望しようとする方は増加しているかどうか、その点は如何でしょうか。

高窪 それははっきり実証されております。現に、九〇年度の場合は、五月の連休直後から、つまり、学部履修届出が済んだ直後から、「入門講座」(法学、憲法、刑法、民法で二コマ)に入ったわけですが、そこに四〇〇名弱の、学生(ほとんどは一年生)が受講しました。ということは、開講シンポジウムを聞いた新入生の六割ぐらいが受講したわけで、

新入生をやり動かす効果はあったんじゃないかと思えます。そして、その受講生たちが、七月段階の基礎講座(民法・憲法・刑法)に二〇〇名位、答練ゼミに二〇名位、ひきつづいて受講しています。これが四年度つみ重なっていけば、大変な受験生の層になります。今のところは、開講シンポでPRし、入門講座で面白い話を大先生にしていたら、や々と段々法律学が分かってくる、という感じだと思います。ですから、もうちょっと早い時期から、何か若い人の関心をひく方法はないかな、というようなことを考えております。

中大法曹会側の協力は

司会 日本全体として見ても、弁護士、裁判官、検察官についての広報活動が足りないわけで、特に法曹を沢山出している中央大学法学部としては、もう一つ頑張ってもらいたいと思うんですけれども、中央大学法曹会側のほうでも、何かそれに対する対策はなさっているのでしょうか。

木村 法曹志望者を出すには、入学してきた学生にオリエンテーションをして引き付けるということも大事ですけれども、中央大学の法学部に入ってくる段階で学生をもっと引き付ける。つまり高校生のうちに動機付けをするということが一つ大事だと思います。これは最近の合格者の中で、私も研究室などで見ていますと、中央大学の付属高校の出身の方が結構おりまして、しかも若い合格者が多いんです。そういった方たちというのはやはり恐らく高校時代から法学部に入つてやがて司法試験を受けるといふような動機付けがはつきりしているのじゃないかという気がしますから、こういったようなことを他の付属高校以外の学生にも考えていいことだと思います。それが一点と、もう一つは大学に入ってきてから後の問題で、如何に入学試験の直後のオリエンテーションで、司法試験なり法曹が魅力があるんだと言ったところで、あれだけ困難な試験をずうっと継続していくわけですから、その入学した直後にその動機があつても、それがずっと継続して

いかにいんでは、最終的に合格までたどり着くだけの法曹志願者ではないわけですから、その間の志望が変わらないような、維持できるような形を考えていかなければならない。そういった意味では今回もそうですけれども、法職講座で見学会などをしまして、OBの先生方の事務所を訪ねたりなんかして、私なんかも先日一緒に付いて行きましたけれども、学生のほうから後で御礼状なんかいただきましたと、それなりにこちら嬉しい気持ちもあります。そういった目に見える形で学生に提供していくことが、動機を維持する大きなポイントになるんじゃないかと思うんですが、そういうことは法職講座でも現在やつておるわけです。

外間 いま木村先生から付属高校のお話が出ましたけれども、今年の在学生の合格者は杉並高校の付属の出身者です。玉成会です。付属からなかなかいい学生が来ております。それからこれはPRということではありませんけれども、カリキュラム改革に関連して、これはまだ私の個人的な考えですが、学生に対する授業

科目として、法曹の役割とか法曹のあるべき姿、そういうことをまとめて教える科目を設けたらどうかと考えています。法曹論とでも名付けて、一年次生又は二年次生に、法曹に関する知識と関心を広く持つてもらうという工夫を、カリキュラム改革の中で考えていかなければならないのではないかとこのうふうに感じております。

柳沢 法曹の使命をいろいろ見える形で学生に認識させてもらいたいと思います。大学側と在野法曹の側は中央大学法曹会と学研連で比較の会うことが多いのと、ところが、大学側と裁判官なり検察官との交流が非常に不足しているのではないかとこの感じがいたします。関西では大学と実務家との交流が非常に多いということを知っていますが、こちらでも優秀な裁判官、検察官がいるはずですから、そういう科目を設けられたときに、講師なり何なりを大学側に入れていただいたらいいいのではないかとこのうふうに感じております。

中津 今の柳沢先生のお話を更に敷衍し

て申し上げるんですけれども、中大法曹

会の若手弁護士は後輩の指導をしたいという意欲は十分持っているわけです。それで法学部で各クラス編成がございいますが、例えば一組から順次各クラスに、チューターというか、兄貴といいますが、そういうことで各クラスに若手の弁護士を二、三人張り付けさせて、いつでも話に来いとか、場合によっては学校に出掛けて行ってお茶でも飲みながら兄貴としての相談を受けるといふような制度をご配慮いただければ、中大法曹会は充分協力できると思うんです。そうしていただければ学生をずうっと引っ張ることができるんじゃないですか。

外間 中津先生のご指摘の点は、実は私も考えてはいるわけです。法曹志望の学生のために相談室みたいなものを設けまして、勉強のこととか将来の職業選択のことで、いつでも相談に来れるような、そして勉強の仕方まで教えてもらえるような、そういう法曹志望の学生のための相談室も検討しようかというふうに考えているところであります。是非実現した

いと思っております。

司会 元学研連なり研究室が東京にあったときには、われわれ法曹が受験生と接触をもって、受験生の受験意欲を継続させることができたと思うんですけれども、多摩に移転しましたものだから、疎遠となってしまったと思います。私の郁法会でもマンツーマン方式といって、一対一で受験生一人に実務家一人を付けるといふ形で進めたことがありますけれども、今後もそういうことで受験意欲の継続かつ増進方策を考えてもらうのも良いと思います。ですが、もっと確実な方法がありますでしょうか。

六、実務法曹と学生との交流が大切

高窪 これは、ロングタームの問題にはなると思いますが、近い将来には、法学部のロースクール化という課題があります。東大も、この間、法学部教授会がビジネススクールの設置について決めました。私立大学はもっとやりやすい筈です。まず、大学院を改革して、司法コースや

ビジネスコースをつくり、そこへ優秀な

実務家の方にも講師として来ていただきたい、ロースクール化する。これを頭に置いて、学部でも余裕のあるカリキュラムを組んで専門教育をする。そこでは、実務教育が必要ですから、法曹実務家の方にもちゃんと講師として来ていただく、という構想が取れると思うんです。今のところ、どうも大学には、そういう受け皿が出来上がっていない。私としては、そういう方向に努力をしたいと思っています。

鈴木 後の議論にしようと思っただけですが、丁度話が出たので恐縮ですが、学部・教育の充実と今の啓蒙、PRの関係がありましたけれども、教授の先生方、あるいは、中大法曹なり学研連などが、いろいろとこういう会議を持ちまして、いくら危機感をもって考えていても、学生にはなかなか伝わらないわけです。さきほど中津先生からもお話がありましたけれども、ここまでまいますと、いろいろと難しい問題はあるとは思いますが、教授の方々に「特別ゼミ」のようなものを組んでいただきまして、人格教育と受

験指導とを一体化したような形で強力なリーダーシップを発揮して、そこに優秀な若手OBを張り付けて受験生を引っ張っていくという思い切った手当を講じませんと、二年、三年、四年と気をゆるめずに継続して頑張つてということは、少なくとも現状を直視して考えますと、甚だ遺憾ながら、不可能に近いといわざるをえないのではないかと考えております。

高窪 大切なのは、一、二年だと思ふんです。とりあえず、法職講座と梓の中では、お蔭様で、「答案ゼミ」に四十数名のOB若手弁護士の方々が、お忙しいところを貴重な時間を割いて、毎土曜日に多摩校舎に指導に向いていただいております。「答案ゼミ」は、一クラス大体一〇名、二〇名ぐらいで、まさに中津案と同じような形で、単なる答案作成じやなくて、個人的にはりついでいろいろと啓蒙していただくということが非常に効果がありまして、受験生たちが三箇月ですっかり人間が変わった、と講師の一人が言っておられました。それから、択一ゼミでは、合格直後の合格者諸君に、

十数名張り付いてもらいまして、八週間やってもらうということにしたんですが、こういうのを段々伸ばしていって、法学部全体の教育体制もそういう方向にしたいと考えております。

三和 その点に関しまして私が見るのには、学部教育の問題と法職講座の問題との関連が出てくるだろうと思ふんですけれども、学部長は恐らく学部の改革の問題に関しましては、司法試験が改革されたからどうのこうのということじゃないに、ここに挙がっている問題点を踏まえまして、あるべき法曹の姿をやっぱり中央大学として考えていくという基本構想を持っておられると思いますし、そのためには五年制とか、ロースクール化という問題も発展していくだろうと思いますが、それと並んでまた法職は法職でいろいろやっていかなければならないと思います。

七、合格者増加案は

司会 次に 落ち込み始めている合格者

数の増進案について話題を移したいと思ひます。先程付属の方が現役で合格したという話があったんですけども、前回の座談会でも推薦入学によって来た方が合格なさっているという発言があったと思うんですが、中大の法曹教育を宣伝することによって優秀な学生を中大に引きつける方策の一つとして推薦入学を拡充させる方向があるのですが、現状はどうなっているのでしょうか。そこらへんをご紹介いただきたいと思います。

推薦入学の実情

外間 推薦入学というのは特別入学の一つです。これには幾つか種類がありまして、一般競争試験で合格する者以外は全部特別入学というふうに呼んでいるわけです。

中津 済みませんが数字で言っていましたか。

外間 全体のパーセンテージは分かりませんが、一つは付属からの進学者です。これが来年度は二二〇から二三〇人ぐらいになるのではないかと思います。

付属といひましても杉並、小金井、中大付属と三つ合わせてであります。それから一般推薦入学と呼んでおりまして、これはこちらのほうで高校を指定いたしまして、その指定された高校の校長先生からの推薦があれば、面接だけをして原則として入学を許可することになっています。これがやはり二〇〇人を越えます。それからその他に帰国子女の特別入学、それから外国人留學生の特別入学、それからスポーツの能力に優れた者の特別入学、こういう特別な制度がありまして、この全体を合わせますと、現在総定員の中で四二%を若干越えると思います。文部省の指導では定員の五〇%を越えてはならないという指導がありまして、その限度内で納めなければなりませんけれども、この推薦のうち、特に一般推薦入学はこちらで高校を指定しまして、校長先生からの推薦によって入学を許可するわけですね。これはなかなか優秀な生徒たちが入って参ります。これはスタートして五、六年になりますが、最初のころはこの中から在學司法試験合格者が二名同時に

出たことがあります。その後、在學生合格者が出ていませんけれども、今年は付属高校から合格者が出ております。この推薦入学については、なお拡充の方向で検討がなされております。これはあまりこちらで公表してはいけないかもしれませんが、学員会の要望による、学員会支那の關係での特別入学ということも内部では検討が始められております。しかしこれも実現するまでにはいろいろ検討しなければならぬ問題がありまして、その実現の時期はまだはつきり申し上げることはできません。そういう方向が一つ出てきております。

高窪 基本的には、法曹に関心をもつてもらつて、本当に中央大学の法学部に入りたい意欲を持った學生に入ってもらふ、というのが一番いいと思うんです。何回も東大をやつて落ちた、早稲田に行きたかつたけど落ちたからしようがないいんできとか、そういう學生は、他に歪みを持つて素直に伸びません。それから、法曹にならうとする意欲も弱いのです。昨日の學研連の祝賀会でも、随分、付属高校出

身の合格者が多かつたようです。それは別に、付属が特に優秀だというよりは、さつき問題になつた「優秀な大学生とは何か」という問題だと思ふんですけれども、円満で視野が廣くて、豊かな見識を持つており、社會に対する調和のとれてゐる青年がよく受かるし、また、そういう人が法曹の職業にもあつてゐると思ひます。そういう意味で、積極的に、中央大學に入つて法曹を目指したいという人を早く選んで採つたほうが、早手回しじゃないかと思ひます。

司會 推薦入学の場合には、將來法曹を目指すというようなことは希望条件として出しているんですか。

外間 私はいつも面接しておりますけれども、大体法曹志望で中大法學部を選んだというのが非常に多いです。法曹志望といひましてもたいてい弁護士志望です。中には女の生徒で檢察官志望というはつきりした目標を持つて面接に臨んだ者もいました。法曹志望だから中央に推薦してもらふという者が大部分であります。

永井 表向きは大體そう書いてある學生

が多いんですけども、高校の指導である面が多分にあるんじゃないかというのが、私の聞いてみての実感です。高校の先生が中央大学に生徒を推薦するという場合、推薦したときの理由として、将来法曹になりたいというふうにしておくのが一番いいだろうというような形で書かしているのではないかということが多分にあるのではないかと思います。(笑い)

入学後の教育の充実も大切

司会 そういうふうにして入学してきても、オリエンテーションに参加し、法曹になろうとする意気込みをもって大学一年のときから卒業するまでの間、法学教育の充実が必要だと思います。まず、二年にも専門科目をカリキュラムの中に入れていくようになったというふうに入っておりますけれどもその実情はどうでしょうか。

外間 九〇年度から、法学の科目を一年生の授業科目として復活させました。五八年のカリキュラム改正で一般教養科目として法学概論は法律学科の学生には教

えないというカリキュラムになっておりましたけれども、いろいろな意見がありまして慎重に検討をした上、これを復活させることにいたしました。そしてクラスを三つ設けまして、これを立派な先生方に担当していただいております。学生の反応も非常にいいようであります。熱心に授業を聞いて、受講態度が良く、教えていて気持ちがいいという反応を聞いております。今の一年生で専門科目を受けることができますのは憲法と民法一であります。二年生で憲法二、それから民法二、刑法一といくわけであります。商法一は二年からであります。そういう配列になっております。カリキュラム改革に関連しましていろいろ意見がありまして、例えば刑法はいま二年で刑法一、三年で刑法二という配列になっておりますけれども、これを一年で刑法二というふうに学年配列を変えたらどうかという意見もあります。反対の意見もありますけれども、そういう形で少しずつ早い段階で法律の専門科目を勉強するような方向で改革をしようとしています。

司会 実際に一、二年生に法律の専門科目を教えて見て、その反応はどうでしょうか。高校を卒業してすぐに専門科目に入っていくわけですが、教えてこられた実感としてはどうでしょうか。

三和 民法一部を一年生に教えるんですが、確かに初めは教えにくいんです。そのためにも先程ありましたように、法学を履修してもらっておりますし、ペテラの先生に法学を担当してもらって、それでしょっちゅう連絡し合いながらカリキュラムを検討していくという形を採られていますので、いくらかは民法のほうもやり易くなっております。これはここで発言しているのかどうか分かりませんが、民法一部と言いますのは物権編まで含むわけです。それで分かり易く事例を挙げて、一年生を法律の世界に引き込んでやろうとしますと物権を教えるときは楽なんです。時間の関係で抽象的にやってみようと民法が面白くない、法律が面白くない。まして物権編を一年生がやるというのは、ちょっとこれはどうかかなということなんです。

高窪 民法は最低六部まで必要ですね。

柳沢 いまここに法学部概要というパンフレットがあります。それに詳しく載っておりますが、このカリキュラムを見ますと一年生が民法一です。二年生が民法二と民法四です。三年生が民法三です。二年生では民法、刑法、商法です。民法が一、二、四ときて三と飛んでいるわけです。

三和 四とあるのは身分法です。

科目の編成と順序に工夫を

柳沢 民法は早い段階でまとめてやらな
いといけないと思います。商法も二年生
に教えていますね。民法を勉強しないう
ちに商法に入っていくわけです。民法は
商法の先生から教えるなくてはならないと
いうことになります。民法が非常に充実
しませんね。

高窪 教室で学生に聞いてみると、民法
がわかっていない学生が少なくないん
です。

柳沢 話が具体的になりましたけれども
(笑い)

鈴木 いま柳沢先生のお示しの大学側の

パンフレットがありますけれども、先程
もちょっと私が申し上げましたことに関
連するんですけども、民法一部とか民
法二部などといったって学生は全然分
らないですよ。民法一部というのは何
なのか。民法二部というのは何なのか。例
えば司法試験やるのだったら、民法一
部というのはこういうことです。民法二
部というのはこういうことです。だか
ら、ここから入っていかなければいけ
ませんよ。というところまで教え込んで
いて選択させないと全く意味をなさな
いんです。現在、民法についてはいま四
部しかないのを五部にしようという案が
検討されているようにも聞いております
が、いずれにしても、受講科目の選択の
問題の段階から、もっときめ細かい指
導をする必要があるのではないかと
思います。

永井 財産法を三つに割ってしまうとい
うのは、一部が物権までで、二部はど
こまでですか。

三和 二部は債権総論と担保物権です。
柳沢 三部が債権各論です。債権各論な

んかが一番最初にやらなくてはいけな
いんです。

鈴木 ですから五部制にしようという検
討が内々あるやに伺っているんですけど
も、それにも抵抗がある先生がいっぱ
いという。こういうことではどうに
もなりません。むしろ最低限度六部制に
しないと動きが取れないことぐらい分
かっている筈です。

司会 抵抗があるというのは、どうい
うところが問題になっているんでしょうか。

三和 私は実は昨年参ったばかりの新参
者でございますけれども、いま恐らく全
国の法学部では民法五部以下のところ
はないと思います、全部民法は五部制
でしております。中には六部制だと思
いませうけれども、明治は五・五ぐ
らいか何か、割合にバラバラにしてや
っております。そういう状況で参りまし
て、先程も申しましたように非常に面
食らっているわけなんですけれども、
中には伝統的に四部でやってきたの
だからやれないはずはないとおっしゃ
るので、私は何とも言え

中津 伝統ということはいつごろからのことをおっしゃるのですか。……

三和 私は昭和二九年卒業で猪股先生と同期なんですけれども、そのころから四部制ですね。

外間 東大方式なんですね。

高窪 要するに新制学部になってからそういうことになって、専門の教育が弱体化したんです。

中津 私は三六年卒ですが、その時もそうだったんですからね。もつと沢山あった様な記憶があるんですけれど。

三和 それから私の聞いている話によりますと、東京大学では担当科目は全部しやべることが前提になっていると聞いているんですけれども、中央大学だけじゃなくて他の私立大学もあるようですけれども、担当科目は必ず全部しやべらなくていいんだと、足らないところは自分で勉強すればいいんだという形でしやべつて残して終わるところが多いように聞いております。そのために学生の中には大学の講義を聞くよりは予備校に行ったほうがいいという面も若干あるのかなとい

う気もいたしております。

八、受験指導の強化体制

司会 司法試験を目指して法曹になろうと意欲を持たして、受験体制に入っていきます。大学のほうでもそういった法律専門科目のカリキュラムを重視させて勉強をしていく素地を与えていると思うんですね。けれども、それでも合格するには予備校に行ってしまう方が多いのではないかと思いますけれども、こういった受験指導の強化体制をどうしていったらよろしいのか、その法学教育で足りるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

カリキュラム改革実施に向けて

外間 法学部の教育の一環としてできることとできないことがあると思います。できることとしては今われわれが考えておりますのは、民法の再編成を含めて、その設置科目にいろいろ工夫をこらすということと、それから講義を補って応用能力を訓練するためには演習とか、ある

いは特講という呼び方をしておりますけれども、応用問題を徹底的に教える授業と、そういうゼミとか特別講義とかいうのを、講義を補うものとして充実させていくということ、これはカリキュラム改革では一つの大きな方針として考えております。

高窪 いま学部長が言われたように、四年間という極めて限定された、例えば民法の例に出ておりますような、圧縮されたカリキュラムの中で、ご指摘のような実務家志望のためのメニューを整えるということは非常に困難です。これは根本的には、制度改革が必要じゃないかと思えます。そのための当面の起爆剤として、法職講座というものがあろうというふうに私も考えておりますし、法学部の大方もそういう考え方をしていると思います。このことには、デメリットと、メリットの両面がございます。法職のわれわれは、法曹代表の運営委員の先生方と協力して、命賭けて一生懸命やっているわけで、これからそれなりに成果が出てくると思います。駿河台研究室員からのコンスタン

トな合格、そして、九一年度からは、公開答練からドンと合格者があるでしょう。

法職の成果が上がった結果、司法試験の方は法職にまかせばいいんだということ

になりますと、これは片手落ちで非常に困るわけです。われわれとしては、法職

は、将来のロースクール構想への一つのステップだと考えております。言葉とし

ては、学生が巷の予備校にいかないように、大学の中に予備校をつくったのだと

学生に分かるように言っているんですけれども、予備校と全く違うところは、

「法の精神」を教えるのが大学の任命です。法職もそういう心を失わないよう

に充実していつ、近い将来には、ロースクールへと発展させていくというこ

とを考えているわけです。ご質問の答えになるかどうか分かりませんが、当面四

年制の中で専門カリキュラムをいぢったとしても、現行制度の中では、とうて

い、受験教育の任には耐えられないと思います。

司会 法曹養成の一環として、大学において法曹の専門家を育てるというよう

面から見ると、そのような体制を取ってもいいのじゃないかと思えますけれども、中央大学法曹会のご意見はどうでしょうか。

学部授業こそ大切



中村(裕)

私は秀朋会研究室というところに在籍させていただいて勉強をさせていただいたのですが、昭和五四年に卒業しました。そのころというのは研究室は衰退の走りで、丁度予備校勃興期だと思われまふ。先程優秀な合格者を出すということがいろいろ議論されていたようですが、大所高所の立場から言えば、確かに優秀な法曹を育て育成していくというのが大学なり法曹会なり中央大学法科の使命なのかも知れませんが、私はまだついこの間まで受験をやっていた立場で時々大学にも行くわけですが、自

分の先輩あるいは同僚、後輩がまだねじり鉢巻をして、受験勉強の中で勉強している姿を見ていると、一刻も早くそこから脱出させてあげたい、いい形で、ほんとに喜ばしい形で脱出させてあげたいというふうに思っているわけです。そういうことを考えていきますと、やはり自分の仲間、中大の後輩たちを合格させたという気持で今日は来ているわけですが、合格者が出てから丁度二〇年ぐらい経ちます。その間室員は二〇名なり三〇名で変動はありますが、平均的に推移をしてきたわけですが、この二〇年間で先輩、OBを含めまして八〇人弱の合格者です。単純に割算をすれば一年で四人合格していたわけですが、現在では一人か二人、資料によりますと多摩プロバの合格者というのはゼロか一です。そういうことを考えていけば、これは秀朋会だけの問題じゃなくて、学研連なりひいては中央大学全体の数がそういうふうに比例して減っているんじゃないかというふうに思います。法職講座という非

常に素晴らしい制度があるんですが、やはり大学あつての私たち学生ですから、学部 of 授業というのがやはり一番重要なじゃないかと考えています。そうしていきますと司法試験の勉強の仕方なりあるいは具体的な内容について、かつては研究室の先輩が教えて下さったんですが、今はそういう体制が非常に弱体化していて、それが一つは予備校へ逃げていくという形で繋つていくと思うんですが、是非学部の授業として合格者を増やしていく、私の後輩たちを受からしめていただくようなシステム、若しそういうものがあれば聞かせていただきたいと思います。

二段階に分けて

柳沢 今の問題に関連しまして、カリキュラムの改編については二段階あると思います。一つは先程のお話のように全体をどういうふうにやるのか、これは先程来お伺いして難しい問題を含んでいると言われているわけです。一番簡単にできることは、先程申し上げた点の科目配列自体の問題です。法曹養成であろうがな

かろうが、法律家としてのリーガルマインドを身に付けさせるのに適当であるかどうか、やや疑問に思っています。もう少し基礎的なものをもつとがっちり教え、た上で他の科目に入るべきだと思います。他の科目も必要なんですけれども、しかし商法の先生がお二人おいでで、商法を例に取って申し訳ありませんが、大学に入るころには消費貸借も賃貸借もまださっぱり分からないですね。そうすると商法とか会社法を教えるときに民法の問題が出てくれば、一応の解決をしなければそれから先は商法の講義としては進めないですね。その点はある段階で、今すぐできる段階で直さなければいけないのではないかと、二段階はどうしても分けてお話ししたいと思うんです。ただ難しいだけではちょっとねえ(笑)

外間 いま全体のカリキュラム改革を進めているわけですが、全体の改革から切り離して、差し当たりできるだけ早く実現できるものは、それはそれとして具体化を考へるという、そういう二段構えの作業を進めておりまして、実は法学を復活させたのもそれなんです。それから民法五部制は全体の改革から一応切り離して、とにかく五部制ということで実現するように持つていくということ、で民法部会にお諮りして検討していただいております。刑法一部を一年に下し、二部を二年に下すということも、全体の改革とは関係なしに、できるなら早くやろうということで刑法部会にお諮りしているわけですが、いろいろな意見が分かれましてなかなか先に進みません。この全体の改革を進めると同時に、できるだけ早くできそうなものは切り離して、それはそれとして具体化していくという二段構えでやっております。

永井 大学の司法試験に対する体制というの、やはり司法試験がこれからどういう試験になるか、また今まではどうい

う試験であったのかということをしちつと踏まえないと話にならないと思うんです。結局司法試験というのは、要するに基本的な理解を問うものです。いわばどの教科書にも大体書いてあることで、講義ではどの講義でも大体言われていることを聞く、そして知らないとは言わさない。だれでもが大体知っていることを如何に理解しているかということで試験をしています。それで今回の改正にからんで、運用改善についてもそのあたりはかなり強く出ていると思うんです。そういうことから言えば、いわば各科目を基本的に体系的に理解するかどうかということがまず一つのポイントになるわけです。それから個々の点についていわば最低限度の基本的なきちとした正確な知識があるかどうか、それに尽きるんだと思います。そういった意味から言って、今カリキュラムのいろいろ改革とかいろいろなものも大事なんですけれども、例えば民法を五部制、六部制にした場合、先程三和先生がちよつと言いましたように、例えば講義というのは自分の好きなところ

ろを一部やっていけばいいんだと、あとは学生が勉強すればいいんだと言ったら、それははっきり言えば何部制にしたって関係ないわけです。それからやはり大抵どの先生も講義で言っている、いわばいろんな問題の理解についての学会で一定の水準というのがあるわけなんです。そういったような場合においても、今は学界の水準がここまで来ているというときに、昔のことを言われていても、これはまたいろいろ問題があるのではないでしょう。そういう意味ではやはり基本的には学部の対応というのは、個々の教員が、いわば基本的にこういう内容はきちつと教えなければならぬ、この程度までは教えなければいけないとか、また学界の水準はこういうところにあるのでこういう点をきちつと教えなければいけないと自覚することから始まると思います。それから学年末試験の問題なんかも良く考えるべきです。それははっきり言うところと改革の問題ではないと思います。今年の司法試験の口述の結果を踏まえて考えると、かなりの中大生が今年の口述

試験で落ちた理由はそこにあると思います。

合格者が減少した原因は



秋知 中大の司法試験の合格者が減少した原因は何なのでしょうか。私はさっきからいろんな話をお聞きしていますけれども、受験志望者が減ったとか、そういった話もあるかも知れませんが、合格者が何故こんなに減ってきたのかということをもうちよつと突っ込んで研究しないかという気がないのではないかなという気がするんです。そこらへんを突っ込んで分析していかなければ、今後の受験指導体制の作り様がなないんじゃないかという気があるんです。

中村(裕) やはり一つは司法試験受験に関する情報が多くなっているというこ

とです。私たちの一〇年ぐらい先輩の方々の話を聞くと、真法会の答案練習会があり司法試験科目ごとに、どの教科書を採用したらいいのか、教科書の中のどういう論点にはつきり狙いを付けたいのか、かつては中央大学の研究室が情報を独占していた、しかし段々東大なり早稲田なりが司法試験受験に関して力を入れるようになり、そうでなくなつたということが原因の一つであると思われま

す。これは中央大学のある先生から伺つた話ですけれども、先生は早稲田のある先生から相談を受け、司法試験受験指導のいろいろなノウハウを教えてあげたんだという話がありました。やはりそういうふうにいるんなノウハウを昔の中大生が独占していたのは事実で、現在では予備校もその媒体になつていゝと思ひます。予備校から出されている本を見ますと、中大のわれわれの先輩たちが作つた「覚え方」とか、それから先輩たちが作つたノートだとか、そういったものがそのまま商品化されているわけです。もしあいつたものが他大学の受験生に渡つてい

れば、多分中大生はもう少し受かつているんではないでしょうか。非常に情報オープンになつたということが一つの理由だと思ひます。それから各大学がそれなりに力を入れてきたと、昔は東大生は割と個人的に勉強している方が多かつたし、早稲田もそうだつたと思うんですけれども、今は研究室があつたり、あるいは予備校の中で組織を作つたりして、相当組織的に勉強されているわけです。まさに中大の研究室のやつてきたやり方と同じことをやるわけですから合格者が増えていくのは当然ではないかという気がするんです。

中津 私たちの一七期というのは、早稲田と慶応を合わせたつて一〇人か二〇人ぐらいしか合格していなかつたわけです。中大は百数十名合格してゐたと思ひます。だから中大が減つた分を現在他大学が合格しているということだと思ひます。

そこから脱却するには

伊井 基本的には司法試験に受かるとい

う目的において、中央大学の魅力は昔のほうが遙かに大きかつたわけです。いま中村（裕）先生が言われたように、昔は司法試験に受かるには、そういう司法試験に受かるノウハウとか、情報やシステムを持つてゐるのは中央大学が一番だといふイメージがあつたわけです。だから中央大学の法学部に来る学生というのは、司法試験を一応目指して入つてくる人が大多数だつたわけです。現実には研究室で室員募集をやると、昔は三〇〇名、四〇〇名という応募者があつたわけですが、ところが、今は研究員の募集をやつても全体で百何十名ぐらいしか来ないというのが各研究室の状況です。いま中央大学法学部に入學して来る学生で、最初から司法試験を受けようと思つてゐる人間は果たして何人いるかという、これは非常に少ないのではないかと思ひます。むしろ司法試験を受ける目的で、私立大学に行こうと思つてゐる学生がまず第一に考へるのは、今は恐らく早稲田の法学部だと思ひます。何故そうなつてきたのかと言ひますと、やはりさつき言つたよう

にノウハウを中大だけが独占した時代は終わった。それはまさに予備校ができて、どこの法学部であろうと、予備校に行けば司法試験を受けることに對しては平等だという状況になってきた。その意味では中央大学に対する魅力はもう無くなってしまったということでは、どうすればいいのかということを考えますと、やはり中央大学に入れば、司法試験を受けるために有利なシステムがあるんだという状況を作っていくかないと、改めて中央大学が司法試験を受けるための大学として魅力を取り戻すことは不可能だろうと思うんです。そのために、ではどうすればいいのか。先程外間先生は法学部は医学部に似ていると言われましたが、まさにそのとおりで、法律の実務専門家を養成するというのもやっぱり法学部の使命の一つだと思うんです。だとすれば、最初から専門家育成、いわゆる実務家育成のためのコース、カリキュラムというものがあったしかるべきなんだろうと思います。そういうことをやっている大学はまだないんですから、例えば中央大学

がそれを率先してすることができれば、司法試験を受けようとする学生にとつては、大学としての魅力が出てくると思います。そういう意味で、中央大学法学部が司法試験の分野でもう一度魅力を取り戻すには、そういう専門コース的なものを設けていくことが大事だろうと思います。その場合に問題になってくるのは先程一貫教育の話がありましたけれども、複数の科目の授業を同時並行でやっていることです。例えば法学はすべての法律科目の基礎なのに、一年間法学と他の科目を並行して教えるということは、受けている学生にとつてみればそれはおかしいことなんです。あるいは民法と商法を並行してやるということもそうです。そうすると例えば司法試験受験用の特別コースを作った場合には、一つの科目の授業を一年単位で考えないで、例えば最初の三箇月だけは法学を徹底してやるとか、それが終わったら次に憲法を徹底してやるとかいうような特殊な専門コースを作っていくかないと、中央大学の法学部が司法試験の受験において魅力ある学校

にはなっていないと思うんです。

高窪 今のことに関連して、一言だけ言わせていただきます。おっしゃるとおりで、ノウハウや合格のシステムを、早稲田、慶応に、取られちゃったんです。私も、かつて、早稲田の法職講座で八年ぐらい教えたので、私にも罪がありますうなんですけれども（笑い）。

ただ、おっしゃる通りに、早稲田大学でも、今は法職講座も沈滞しているんです。これからは、おっしゃる通りに、他の大学でやっていないようなメニューをきちんと作って、中大に入れば、司法試験に受かると確信できるような専門的な実務家養成をやる学科をはっきり作るということが一番必要だと思うんです。それで、現在は、とりあえず、有料で法職講座でそれを育てているわけです。「基礎講座」では、憲・民・刑の主要論点を、一年かけて、通年で、全部潰してしゃべってもらっています。先生には押しつけがましなくてもこれとこれは落とさないで、しゃべって下さいと言って、各大学の若手の先生方にやって頂いている

んです。ああいう講座を学部の中に作らなくちゃいけないわけです。そのためには、四年制ではなりません。大学院を制度改革して、それと繋いで、六年制に持っていないと、無理ではないかと思っています。ただ、基本的には、先生の言われるとおりで、早稲田にもない、どこにもないものを作らなければ、いい学生は中央大学には来ません。いまの中央大学の法職では、早稲田以上のことをやっています。「基礎講座」や「答案ゼミ」をやっていますので、学部でも、そういう学科を作って、一貫した実務家養成の教育をやれば、「ああ、これは中央大学が一番いい」というわけで、法曹をめざす学生がやって来るでしょうね。それしかないと思います。

九、法学部の授業と司法試験の関連性

司会 私どもは中央大学といいますが、やはり法曹教育の専門大学として認識しており、私どもも中央大学がよりよい法

曹を多数出すことが、法曹の地位の向上にもなり、また大学の評判にも繋がっていると考えており、そのためにも、司法試験の受験指導体制を強化し、やはり多数の合格者を出していくことが大切だと考えております。大学の法学部教育と司法試験合格との間には若干格差が出てきてしまうと思えまして、これまで格差を埋めるためあるいはドッキングさせるためにいろいろなことが中央大学側のほうでも中央大学法曹会側でも検討してきたと思うんですけども、そこらへんのこれまでの実情を若干紹介していただいて、今後どういうふうに変えて行ったらよろしいのか、そこに進めていただきたいと思っています。その点で私どものほうで検討しておりますものを幹事の中村先生の方から、ご提案申し上げますので、その点をまず議論をしていただきたいと思います。

コース別の専門教育を

中村（裕） 伊井先生のほうからお話があったことと同じなんですけれども、学

部の授業と司法試験をどうやってドッキングさせていくか、それについてはいろいろとご批判もあるかも知れませんが、私どもとしては自分の後輩が受かるためには、学部の授業が司法試験に役立つものであるという形にしていきたいと、大変僥倖なんですけれども考えております。

その一つの試みとして、司法試験の憲・民・刑・商、それから訴訟法選択科目、他の選択科目も含めると七科目あるわけですけども、そういったものを司法コースと言ってもいいですし、あるいは呼び名はよく分かりませんが、そのような形でセットアップすること、それが必要だと思うんですが、そのへん外間先生はどういうふうにお考えでしょうか。外間 私どもとしては専門教育を、それこそ十分に徹底して行い、専門教育という名に値する教育を徹底して、十分に行えば自ら司法試験には当然に役立つだろうというふうに考えております。先程伊井先生からいろいろな有益なお話、ご指摘がありましたけれども、一つ専門の科

目の講義を一年を通して、夏休みに二箇月の間をはさんでやるというような教育、授業のあり方は教育効果という観点からいくと、非常に疑問があるわけで、一年を半年ずつ二学期に分けて、そしてそれぞれの科目の授業を半期ごとに集中して徹底して行なうというゼメスター制を取り入れていこうと考えております。ただ全面的にこれを実施するということについてはなかなか難しい問題がいろいろありまして、できるものからこれを取り入れていって、集中的に専門教育を行うという教育体制をまず一つ考えておるわけです。それから伊井先生のお話では、法曹界志望の学生を対象にして徹底した教育を考えると、これは私たちが非常に魅力に感じます。学生の数を絞って、そして徹底的に専門教育をやっていくという、そういう特別なコースというのは非常に魅力に感じますけれども、一つ私どもの間で議論しておりますのは、まず現在の司法試験の合格者の数の水準を維持する、あるいはそれを増やしていくというためには、受験生の数を減らし

てはいけないということです。一つの特別なコースを作って徹底した教育をするというような方向で行きますと、他のコースの学生は受験しなくなってしまうのではないかとこのことを懸念しているわけであります。しかし、受験生の数を増やしていくということを考えなければならぬと思います。そういう点で、少数の人数に絞って徹底して専門教育をやっていくというようなことは、今のところ実現していくのがちょっと難しいのではないかとこのように考えます。それからいろいろカリキュラムの改革を考えていますけれども、それは設置科目、民法四部制を五部制にするとか、あるいは学年配当とか、いろいろ工夫をしなければならぬところが沢山あります。要は学生が法律の専門科目を体系的に履修することができるようになるという形で、カリキュラムの整備を考えなければいけないんですけれども、それはそれとして非常に緊急な課題として取り組んでいるわけですが、しかしやっぱり最終的には、教える側がちゃんとしっかり教えなくちゃいけ

ないということだと思ふんです。さつき中津先生もちょっと触れておられました、今はそれぞれ科目を担当なさる先生が、それこそ自分の学問的良心に基づいて、独立して他からの指図を受けることなしに、自分の信念に基づいて教育をなさっておられるわけですけれども、昔の学生はそれで良かったと思います。しかし最近の学生は教えられないことは勉強しないというような傾向があるものですから、われわれの間でそれぞれの科目を少なくともこの範囲までは教えようという話し合いをして、何かマニュアルみたいなものを作って、同じ科目を違う先生が教えていても、どの先生の授業を取っても一定の範囲、一定の水準の授業を開けるようにしていこうという話し合いをしています。これはなかなか難しいですけれども、そういうような話し合いをして、最終的にはそこまで行かないとカリキュラム改革は実現しないというふうに考えています。

柳沢 そのようなマニュアルをお作りになるならやはり学研連なり中央大学法曹

会のほうにそれを見せていただきたいと思ひます。

マニユアル的教育は困難

高窪 今の学部長の発言は、非常に苦勞して発言されているわけで、その立場は非常に分かるんです。例えば、民法にしても六部の原案でも、五部でいいじゃないか、四部でいいじゃないかということになるのです。一言で言くと、研究と教育というのははっきり区別している先生が少ないんです。「研究」は著書や専門誌で発表し、学会で論争し、あるいは、堂々と外へ出て、検討会や委員会で実務に貢献していけばいいわけです。「教育」というのは、あくまで、計画的でマニユアル的な教育をしなくちゃいけないと思うんです。現状において、教授会や専門科目の担当者で議論して、教育のためのマニユアルを作つて、さあ、これでやつてくれというやり方ができるかどうか、これはまず非常に困難です。全く無理と言つてもいいと思ひます。伊井先生、中村（裕）先生の気持は非常に分かるし、

ロングタームの問題としては、絶対そうしなくては行けないんです。だから、やはり当面は、法職講座というものがそのためのパターンというか、サンプルを作つてあるわけです。法職で教育マニユアルづくりをやつて成功すれば、これはいいじゃないか、じゃあ、法学部もそうしよう、という一つの起爆剤にしたいと思つています。昔の法職は、誠に頼りなくて、抵抗も多かつたし、結局、あの時代には、休みの補習授業しかできなかったんです。だから、質も低かつたし、利用価値も低かつたんです。しかし、今は、お蔭様で、学研連・中大法曹会のご協力もあつて、大学側の理解もすすんで、いま伊井先生、中村（裕）先生が言われたようなものにほ近いマニユアル教育をやっているわけです。特に九〇年度からは、資料の「総合案内」を御覧のように、例えば憲・民・刑についても、夏休みも冬休みもあります。閉館中も何とかしてもらつて、とにかく憲・民・刑を一年間を通してやつており、民法だけで八〇コマなんです。しかし、学部でマニユア

ル教育をやるといふことは、将来的にはそうしなくちゃいけないけれども、現状では、非常に困難であると言へると思ひます。だから、法職講座でマニユアル化したものを基にして、それを起爆剤として学部改革が行われるというのが、早い手じゃないかというふうに私は考えます。

中村（裕） これは私の個人的な意見なんですけれども、法学部の中に司法コースみたいなものを作つたとしても、間口が狭くなつて受験生が減つてしまふということではいけないと思つています。しかし例えば学生の中には行政官になりたい人間もいるでしょうし、あるいは外交官になりたい人間もいるでしょう、あるいは商社に入つて活躍したいと思つてゐる人間もいると思ひます。そうした人達に向けて、例えば行政向けのコースを作るとか、あるいは企業法務向けのコースを作るとか、あるいは国際的な分野で活躍したい人達のコースを作るとか、そういうふうに出発点を広げていつて、その中で間口がある程度決まればそれで

よいのではないでしょうか。それからあるいはコースからコースへ移るような便宜的な方法を設けてあげればいいんですよ。そういう選択肢みたいなもののはやっていいんじゃないかという気がするわけです。

コース別カリキュラム検討作業に着手

外間 カリキュラム改革に着手する際に、先程もちよつとお話しましたけれども、学生の進路に見合った複数のカリキュラムを考えるということで出発しまして、まず四つの異なるカリキュラムを作つて、その基本的な方針だけでも出してみようということで始めました。一つが司法コース、もう一つが行政コース、それから三番目が企業法コースで、これは民間志望です。もう一つが国際関係コースです。この四つのコースを想定してそれぞれのコースのカリキュラム編成の基本的な考え方と方針を出すということで作業を進めました。それで作業委員会を作つて一応の案が出てきましたので、それをベールにしているいろいろな議論したわけです。結

局司法と行政は法学教育に関して大体同じような方向、同じような考え方を示しているわけです。企業法と国際関係は、いろいろと違う点もありますが、外国語能力とか国際的な素養、外国法とか外国事情を重視しようという点では大体共通する考え方を示しているわけです。今はこの司法と行政を一つにして、また企業法と国際関係を一つにして、まず二つの具体的なカリキュラムを作ってみることにしています。そしてこれを法律学科を二つに分けて、学科増設という形で具体化するか、あるいは法律学科はそのままにしておいて、一つの法律学科の中でコースを分けて、違うカリキュラムによる専門教育ということでやっていくか、この基本問題をこれから議論しなければなりません。差し当たりはその議論の材料にするために、第一コース、第二コースと呼んでいきますけれども、第一コースの具体的なカリキュラム、第二コースの具体的なカリキュラムを作る。その内容を検討しながら、これを学科増設という形に持っていくか、一つの学科の中のコー

ス分けという形で持っていくかという議論をこれからしなければならぬと思います。そしてさらに第一コースの中で、今度は法曹志向の者、それから行政志向の者と大きく二つに分けることができると思えば、履修のモデルカリキュラムとすれば、履修のモデルカリキュラムとしないで作つて、これはコース分けにしないで履修モデルという形にして指導をするなり、あるいは別の方法を考えていくとか、そういうような方向で進めようとしています。これはまだ学部内部の議論ですから、今のような未熟な形で外部に出すのは、ちよつとどうかという気がしますが、それでも、そういうところまで進んでおります。

柳沢 コース別を設けた場合に、コース間の弾力性というのは、認められるということ……

外間 それもあります。そういう技術的な問題がいろいろ出て参ります。ただあんまり融通無礙ということになりますと、そもそもコースを分ける意味がなくなつてきます。やっぱりそれぞれのコースに即してそのコースの方針に則つた体系的

な法学教育ということをやっぱり考えなくてはならないと思います。そうしますと勝手に行ったり来たりすることができるということでは元も子も無くなってしまう恐れもありますから、そこらへんはやっぱり慎重に検討しなくちゃいけないと思います。

ロースクールと大学院改革も

高窪 これは私見なんですけれども、例えば一〇〇人とか、あるいは二〇〇人とかに限定して、仮に司法、行政学科のようなものを設け、大学院まで一貫性をもたせるかたちで受験教育みたいなものを作るという方法をとった場合に、それによって司法試験の受験者が減るんじゃないかという懸念が、一部の意見にあるんですけれども、私は逆じゃないかなという気がするんです。仮にそれが不徹底だと、おっしゃるとおりになるんでしょうが、徹底したものをつくって、例えば、大学院まで徹底改革して、六年制のロースクールを作っていく。全国で初めてであり、しかもこれをオープンにして、東

大でも京大でも早稲田でも、学部を出てから、ぜひ中大のロースクールへ行つて勉強をつづけたいと思うような内容をととのえる。講師も、外部から優秀な講師をフルにたのんで、中大でなければできない特色を持たして、質の高いロースクールをしっかりと徹底してつくっていけば、そこに、二〇〇人なら二〇〇人という精鋭が本当に集まる。四〇〇人の精鋭が短答式を受ければ、現役でその中から多分二〇〇かそこらは短答式に受かると思います。それが刺激剤になって、中央大学のロースクールは一番いいんだということ、全国からも入ってくると思います。そして、他の学生も刺激をうけて受験者層もあつくなり、他学部の入学生もどんどん良くなってくると思うんです。そして、一般学科との間は弾力性をもたせて、転科をみとめていくということにすれば、かえって中央大学が有名になって、受験生の質の向上にもいいんじゃないか、というような感じを持っているんです。

外間 いま高窪先生のお話の中に、大学

院の問題が入っていますけれども、大学院改革と学部改革は連動して考えなければいけないのではないかと思っています。ただ今はまずは学部改革で一定の方向、方針を決めることを考えています。これが決まらないうちと大学院との連動というのはなかなか具体的に話が進みません。しかも法学部では大学院について議論することができません。大学院は大学院で別にまた研究科委員会という会議がありますので、いま法学部では学部段階に限って改革の話を進めまして、それがある程度目鼻が付いたら大学院と結び付けていこうと考えています。

司会 中大法曹会側では今の意見についてどう考えますか。

鈴木 今の話なんですけれども、私は最初から高校を卒業して大学に入りまして、その段階で四つのコースにボンと分けるということはいささか冒険じゃないかという感じを持っているわけです。というのは、自分の将来を選択するについてまだ分からない面がある時期だと思っています。それで仮に四つのコースのことを考

えるにしましても、少なくとも憲・民・刑の基本的なところだけは、どのコースに行こうと最低限度必要なことだと思ふんです。ですからそれを一年、二年でとにかく仕上げる。それが大前提だと思ふんです。そしてその後で、それぞれの希望に従ってコースを選択させる。一年、二年でとにかく憲・民・刑を仕上げるという発想で組んでいただいて、その上にたつて法職講座のほうで論点整理とか、憲・民・刑全般にわたってこれとこれだけはちゃんとやって下さいよ式なきめこまやかな講義をやっていた。そうすれば択一合格者も相当増えると思ひます。

外間 それはおっしゃるとおりだと思ひます。それで私たちが考えておりますのは、どういうコース分けをするにせよ、どのコースにおける教育も法律学の専門教育というものに値するものでなければならぬ。これは基本的前提であります。その上でそれぞれのコースの特色を出していくというのが基本的な考え方です。

三和 同じことだと思ふんですけれども、学部長は現在の四年制の学部の中でどうするかとご苦労をされているわけで、検討を進められると思ふんですけれども、先程も出ていますように、いろいろあるんですからとにかく第一コース、第二コースのモデルのカリキュラムを作った上で、場合によつたらこれは初めから分けなければならない場合も出てくると思ひます。あるいは一、二年は共通で三年から分けなければならない。そういう場合にコース制になるのがモデルカリキュラムになるのか、そういう点の検討を現在進めているところなんです。

実行こそ大切

鈴木 いろいろご検討なさつたお話を拝聴いたしますと、ご検討なさつた中身の大体の方向というのはできていると思ふんです。ところがそれがいざ法学部の教授会において議論すると詰まっちゃうというか、容易に結論がでない。それが一番の問題なのではないかと思ひます。ですからそのところをどうしてクリア

するか、一番最初に申し上げましたように教授会全体として、いまだに切迫感に欠けるところがあるのではないか、もう議論をしている段階じゃないんです。とにかく進まなければ駄目だという共通認識がないためにすぐ戻つてしまふんです。ですから中央大学法曹会のほうから委員の先生方がお出ましになつていらっしゃるけれども、今日も二人ご出席ですが、理事会のほうでもガンガン押していただけるようにご協力いただきたいながら、全学的にきわめて深刻な問題として考えないと、必ず詰まっちゃうんです。その点だけはしつこいようですすけど申し上げておきたいと思ひます。

司会 東大の集中講義は有名ですね。ですから中央大学も法職講座あるいはさつき言ったマニュアルにもとづく集中講義、特別講義が有名になれば学生も寄つてくると思ひますが、そこらへんを是非実行することをお願いしたいと思います。これに関連してお述べ下さい。

十、司法演習や特別講義の設定

中村(裕) 学部の授業の範囲内での司法試験受験対策案として、司法演習や特別講義、いま集中講義という話が出ましたけれども、つまり司法試験受験生向けの司法演習、いわゆるゼミナールと呼ばれるものです。あるいは特別講義といったもので評価をしていくというお考えがあればお聞かせいただきたいと思っています。

実務家OBの活用を

外間 これも今のカリキュラム改革の案で出てきている問題でして、最初は四つのコースの案を一応考えておりましたけれども、そのどの案でも演習とか特講とか、そういうものを講義を補うものとして、応用力を訓練するものとして充実していく。これは共通に持たれている認識であるといつてよいと思います。そこから先はいろいろ考え方が分かれていきますけれども、その際に学研連の先生方のお力添えを得て、できるだけ実務的な面を

配慮した応用問題の演習ができるようにしていこうという考え方もかなり強く主張されております。その節にはよろしく願います。

鈴木 いま例えば実務的な演習とかで、中央大学法曹会のOBのご協力をということをや、そのときにやっぱり一つネックになっているのは、これも内部的な話になって恐縮なんです、例えば大学の委嘱を受けてOBが一生懸命やるにしまして、講師の肩書を与えること自体について、これまた内部的にいろいろ論議があつて容易に実現の方向にむかつて進まない。やっぱり正式に演習なら演習をOBにしてもらつて、協力を求めるにしても、せめて講師の肩書ぐらゐは当てるくらいの柔軟な発想がありませんと、これまたうまくいかないのじゃないかと思ひます。永井 改革の方向は学部長にお任せして、現状でもこういうことはかなり行おうと思へばできる体制はあるわけです。例えば一年生、二年生に教養演習というのが置かれていて、その教養演習で従来法律

の専門家が、かなり法学の基礎的なことをやってきました。ところがそれは一、二年生のどちらか一年間だけという形になるので、多くの場合一年生が受けています。しかし、一年生の場合、司法試験を受けたいと言つたつて、もう本当に社会科学のイ、ロ、ハみたいなことから始めないとならないわけです。それではとんど終わつてしまふんです。それでは実際は二年生に基礎的なことをやりたいというときには時間が取れないんです。履修ができないんです。どつちか一年になつてしまふんです。だから教養演習を二年間をやるというふうに直せばと思うのです。それからもう一つ、実務家の方々をお願いするという場合でも、今でも例えば憲法、民法、刑法というように各部会で、各民法の兼任講師としてこの演習をお願いするということができれば、もうそれは直ちに実際に実施できるわけです。だから部会においてそういう先生方を兼任講師として採用するということができるかどうかにかかっているわけです。そこができれば多分司法演習を

置いてもまた人事が決定できないと思います。うちの法学部は部会で人事が通らないとその上に来ないわけですから、各専門の部会のあるところでやってもらわなければならぬわけです。

三和 司法演習の問題に關しまして、現在慶応大学が実務家を呼んで実施しているということです。それは中央大学でもやる気があるならばやれる体制にあるということです。特別講義なんかにつきましてもいろんな話が出ておりまして、実現するかどうかわかりませんが、例えば司法試験委員を呼んできて講義してもらおう。予備校では駄目ですけれども、大学の講義だったら担当できるのではないかという話も出てはおります。

受験生にとって役立つものを

伊井 実務家を呼ぶという話ですけれども、司法試験受験生にとって必要なのは、司法試験を受けようと思うのに、有益な講義が欲しいわけです。実務家というのは、はっきり言えば司法試験から離れていますから、司法試験について受験生が

教えて欲しいようなことを果たして教えられるのかという面があるわけです。だから実務家であれば何でもいいというものでもないと思います。早い話が裁判官を呼んできたからといって、それで司法試験合格者のためになにか有利な話が聞けるかといったら必ずしもそうでもないんです。実務家といっても、本当にそういう意味では司法試験なり受験に携わってきて、それなりのことができる人でないと、自分の思い出話だけでは仕方がないんです。自分たちの頃はこうだと言われても、むしろ受験生にとっては最近の確率はどうかなのかということですからね。あるいは最新の受験技術についてはどうかなのかということですからね。そういう面での特別講義というものを考えてしかるべきじゃないかという気がするんです。

秋知 「週刊新潮」に女性の最若年者が

三名か四名本年度は通ったということが出ていたんです。あれを読んでみますと、そんなに変わったことはやっていないんです。集中的にやったということなんです。あれは中大の人はだれもいません

でしたけれども、私は中大の非常に若くして、あるいは在学中に通ったとか、短期間で通ったとか、数年もかかっていない人がいるわけですから、そういう人を呼んで、どこにそういった勉強の特色があるだろうか、どこにそういった勉強の仕方があるだろうかという、そこを法職講座の中でご研究なさって、そういった本人の要望を実現することを考えていただきたい。いま伊井さんが言ったように、受験生が何を望んでいるのかというのをわれわれが周囲から手探りで探すよりも、最も若くして短期間に受かった人に、どこが違うんだろうと、こういった場合に改革したんだといったことを、何かお聞き願うか何かの方法をご検討していただいて、そういうものを実現して頂ければなあという気がするわけです。

しかし、個性も問題

永井 その点ですけど、そういうことをやっているのは大体予備校なんです。二、三年で合格した者を連れてきて、かなり

の報酬で、研修所に行かせないで講師にして、それで一年で受かりますよ、二年で受かりますよと宣伝しています。それで二〇〇人、三〇〇人集めてやっているわけです。そんな人達が、一年で受かった人の真似をして全員が受かるというわけにはいかないわけです。大勢の人の大体の能力とか、大体の個性をベースにしたものをオーソドックスにやって行かなければ本来は受からないです。たまたま早く例外的に受かった人の真似というのはかなり問題が出るこのほうが多いじゃないかと思います。

中津 早く受かった人を私も観察しているわけですけれども、この人達は集中力がすごいです。平均的な人間は一日に一〇時間勉強して、そのうち六時間か七時間が中身になるんで、あと三時間か四時間は無駄になっているわけです。ところが早く受かる人は六時間しか勉強しないけれども、その六時間がピッチと充実している。机の前に座った瞬間から机を離れるまでの六時間が、充実しているものなんです。今年受かった二一才の早

稲田の学生と同じクラスだったという学生が私のところにこの間、相談に来たんです。それで実は彼女と大学で同じクラスでした、というのです。私が彼女はどんな勉強をしていたのだと聞いたら、一日五、六時間しか勉強していないと言っています。だけどその集中力がものすごいと言っています。だからいま永井先生がおっしゃるとおり、若く合格する者は頭の程度もいいことはいいでしょうけれども、集中力の差というのが違うのです。集中力は個人差がありますから、二一才で受かった人の真似を誰でもがやって受かるわけではないし、そのとおり真似したら返って受からないと思います。(笑い)

十一、現在の法職講座の内容と実態について

司会 それでは法職講座の話に移っていただきますよう。

現在の法職の内容について、最初に高窪先生からお話をお願いいたします。

現在の組織と運営

高窪 現在の法職講座は、学校法人中央大学の直属の機関ということになっていて、学研連、中央大学法曹会からも二名ずつ運営委員を出していただいて、一〇名の運営委員で運営しているわけですが、そのプランナーは基本的には毎年最終合格者です。例えば九〇年度のカリキュラムについては、八九年合格して司法修習に入る前の合格者の諸君の中から一〇名でプロジェクトチームを組んでもらい、専任指導員になっていただきました。このチームの徹底ディスカッションに基づいて現行の年間カリキュラムが組まれました。このカリキュラムによって、九〇年度の法職講座が今年の四月から発足したんです。その前にやっていた、法職講座はほとんどが発展解消と考えていただいていたと思います。

現在やっておりますカリキュラムは、開講シンポジウムに続いて、「入門講座」を、法学入門、憲法、刑法、民法について行います。これが五月の連休直後から七月初めまでで、募集人員は五〇〇名で

実施しております。本年度お願いしたのは、法学入門は渡辺洋三教授、憲法は小林孝輔教授、刑法は福田平教授、民法は好美清光教授です。皆さん快くやっていただいています。これに四〇〇人弱の新入生が参加いたしました。本当はこういうことを学部でやれるように早くなりたいたんですけれども、今のところはなかなか難しいんです。それに、法職は有料ですから、授業料以外に金をとるわけで、ある意味では肩身が狭いのです。しかし、少なくとも、予備校と比べると問題なく安くやっているわけです。これだけの二箇月間（九〇分で二〇コマ）の講義で一万円です。

基礎講座と答案ゼミ実施

これに続いて、七月から翌年の七月にかけて、「基礎講座」が毎週つづきます。初めに民法、それから憲法、刑法の順番で、九〇分授業で、民法が八〇コマ、憲法が四〇コマ、刑法が六〇コマです。一年間通しの授業ということです。講師は、学部の人事とは無関係に、これも合格者

の意見を聞きまして、各大学の中堅ないし若手の教授をお願いして、みんな快く引き受けてやってくださっています。早稲田の近江教授とか、あるいは亜細亜大学の山野目助教授とか、横浜国大の円谷教授、成城の本田教授、といった顔ぶれです。後半は、帝京大の笠井修講師とか、あるいは亜細亜大の小林一俊教授、横浜国大の山田卓生教授、独協大の平井一雄教授、それに、本学の三和教授、吉田教授というような先生方をお願いしました。こうして、六ヶ月間を通して、まず民法をやってみただけですが、非常に好評でございました。何故かという、まず、基本書を特定します。学生が一番使っている本、あるいは、初学者に一番使っていると思われる本に絞って、民法の場合には四宮教授の総則と有斐閣双書の民法(Ⅱ)からⅣを指定しました。そして、合格者のチームに、予め、講義全体のスケジュールにそって論点で落としてならないものは全部拾ってもらいました。合格者には予備校に行っていた者もいますし、法職研究室で受かった者もいますし、学

研連で受かった者もいます。彼らのノウハウと知識を集めてつくった論点表を、民法は三和教授にチェックしてもらい、その論点表に沿って、各講師に、どの論点のうしろからどこまでを頼むというように、強制的にお願いをしたわけです。心配しておりましたけれども、皆さんが快くやってくれました。また、講義のための詳細なレジュメをお願いしましたら、皆さんはり切って、一回四〇枚ぐらいのレジュメを作ってくださいる、事務は死にそうですけども、そんな調子で、そのまま整理していけば、司法試験受験基本書シリーズができるような、そんなレジュメを、毎回、早目に配っております。実は、有斐閣との話合いで、それが整理できたら、中大法職責任編集で受験書シリーズを出そうという話合いが決まっているわけです。

それから、「基礎講座」と平行して、「答案ゼミ」というのをやっております。これは、早稲田大学でも、他の予備校でもやっていないゼミです。例えば、民法で言いますと、前の週の基礎講座四コマ

(月水クラス、月木クラス、いずれも四コマやるわけです)で教授がしゃべった範囲の論点から二題、本番にもつかえるような、設問を予め作っておくわけです。民法については、今年は、三和教授に犠牲的にやってもらいました。

あらかじめつくって、問題集にして学生に配付してしまうんです。これも、民法のすべての論点を覆うような基礎問題を四〇題、そして、例えば、講義が、水月と四コマ終わりますと、その点に見合う設問について、論点について、答案を書けるものは書いてみる、書けないものは少なくとも考えて勉強する。「基礎講座」を受けているのが一年生中心で、二百五十名位ですが、そのうち、六クラスで二二〇名位が「答案ゼミ」を受けています。学生が書いた答案を週末に集め、これを、フレッシュな受かって弁護士になつて一、二年ないしせいぜい三〜五年ぐらいまでの方に、四〇名ぐらい、講師になつていただいて、次の週の土曜日に来ていただき、一回二コマ(三時間)、一組二二〇名位を対象に、六組で、つづ

けて答案作成の指導をやっていたいております。この二つを、「基礎講座」と「答案ゼミ」、今年は目玉商品として、まずやっているわけです。

そして、今の一年生が、来年(二年次)の七月までかかって、一応、「基礎講座」(民・憲・刑)を終わるわけですが、それに続いて、今度は、商法と民訴、刑訴の「基礎講座」が、主として二年次生を対象として、来年の七月から発足いたします。これについては、私と永井教授とで責任をもちまして、合格者のチームが作ってくれる論点集をチェックして準備することになっています。ですから、九一年度は、新しい一年次生を中心にした憲・民・刑の「基礎講座」と、それを終わつた二年次生を中心とした商法、民訴、刑訴の「基礎講座」を併行してやることになります。「答案ゼミ」は憲・民・刑だけについてやります。というのは、なかなか弁護士の先生方が忙しくて足りませんのと、とにかく択一合格が目標だからです。

択一ゼミも

九〇年度の新しい講座としては、二、三日前に、プロジェクトチーム、今年の合格者のチームで、択一ゼミをやることを決めました。これは、一月の二日から募集を開始して、一二月一〇日から始めるわけですが、八週間にわたって、過去問題中心のゼミをやります。担当者は今年のフレッシュな合格者です。特になるべく早く受かった人を選んで指導してもらうわけです。「基礎講座」で商法、民訴、刑訴を勉強した三年次生が「択一ゼミ」で勉強して択一にトライするわけです。

そして、三年次生の秋には、九二年度の秋には、九二年度から、商法、民訴、刑訴について「特別集中講義」を企画しています。こうして、論文の勉強もしながら、四年次には択一に受かることを目標とするのが今の体制です。

公開答練を実施

そして、択一合格者を対象として、「公開答練」を実施しています。公開答

練も、真法会答練の事務運営者であった遠藤君を含めて、合格者がプロジェクトチームを組んで、その企画に基づいて、練習会を作ったわけです。初めは冒険だという意見もございましたけれども、われわれが意図したのは、レベルの高い競争答練でなければ、合格予測が立たない。他大学生をふくめて、相当優秀な受験生だけを集めて、法職の主催で公開の競争答練をやろう。そこで中大生もひっぱり合合格者を沢山出せば、法職の本当の合格者ということになる。ご承知のように、既に、学研連の協力で、法職駿河台研究室が、二年前にできて頑張っているわけです。ここから、初年度に一四名（うち旧学研連所属者が一名）の最終合格を出していますから、法職だけで受かっていますのは、去年は九名、今年は六名というわけです。これは正に法職の合格者ですが、まだそれじゃ在学生の信用がありません。公開答練で沢山の中大合格者を出せば、いま法職講座を受けている一年生二百名が多摩の法職を研究室で落ち着いて勉強し、都心の予備校に行か

なくなるだろう。それを四年度繰り返すと、大体各学年で二〇〇名の精鋭受験生が現役にいつもいる、という状況を作り出せることになります。そうすれば、現役の択一受験者も増え択一合格者も三ケタになるのではないか。

ところで公開答練のほうの成果なんです、募集しましたら三四五名の申込みがありました。これは予想以上の反響で、その後どんどん申込みがあるのは、全部断っております。各大学の学部長や法職の委員長に依頼して、優秀な学生を参加させてくれということを頼みましたところ、二〇大学から一一六名ばかりの学生が参加してくれました。東大が一六名、早稲田は三〇名、明治が二九名、慶応が一二名、後は一名五名ぐらいです。その中で、去年の本番の論文試験の成績評価がAの者が、他大学生だけで四名おられます。択一合格者は全体で、二〇〇名ほどおります。それから中央大学の学生を受けているのは二二九名で、うち駿河台研究室員が八三名です。

そういう状況の下で、とにかく挫折し

ないで初年度を成功させるということが、今のわれわれの任務だと思います。第一回答練を成功させますと、これがもたくなって、いろんな意味で、法職講座の一貫教育、多摩と駿河台の一貫教育が、かなり可能になるんじゃないかと思えます。お蔭様で、毎日曜の答練は、つねに、二六〇名位が受験して添削をうけており、三〇〇名位がずっと受講しております、全く人数が減っておりません。それから、この公開答練には、学研連などの研究室員に、積極的に参加していただき、答練の核となつてほしいというのがわれわれの強い希望でございます。先日、いわゆる一三団体に呼び掛けまして、つまり、六研連にこだわらず、郁法会、法友会、秀朋会、その他の歴史のある研究団体に声をかけて、代表者に出いただきました。来年春までに、三回にわたって、「公開答練」ができないものかと、懇談会を重ねていこうというわけです。真法会さんも日野委員長以下いつも四、五名が熱心に参加していただきました。そして、公開答練に参加し、現役に法職講座

を利用させることが、各研究室の指導体制を充実するためにも必要であるというコンセンサスが生まれつつあります。以上が現状でございます。法職ではそういうことをやっているわけです。

司会 中央大学の法職講座は今年から一新して動いているようですけれども、学校側の決意のほどを中央大学法曹会側でこれに関わっている方はどのように見ておられるか、一言お願いいたします。

三和 出発した以上やらなければならぬので一生懸命やっております。

高窪 これが挫折しますと、中央大学の恥でございます。中大の名誉は失われ、法職講座も瓦解し、受験生も目標を失ない、中央大学の看板である司法試験も共倒れになりますので、命を賭けてやっております。

柳沢 いま高窪先生がお話のように、非常に熱心に取り組んでおられるので、中央大学法曹会といたしましては取敢えずこれを成功させなければいけないと考えています。

木村 私も運営委員会に最近入ったばかりです

りですから、様子が分からないなりにやはり同じような気持なんですけれども、さつき大学の特別カリキュラムとの関係のことで法職のことも出ていましたけれども、やはり本筋は本来大学のカリキュラムで解決すべき問題なのかも知れませんが。しかし先生方非常に苦勞されているようですが、大学の正規のカリキュラム改革というのは、なかなか口で言うほど簡単じゃないということが私も最近少しずつお話を伺う度に分かってきました。丁度トンネルを掘るときに、最初から本坑と言いますか、真ん中を掘るんじゃないかと、それよりも先に小さいパイロットのトンネルを掘っていきますけどそんな感じで法職が位置付けられるのかも分かりません。そういった意味でこれが成功してちゃんと通っていけば、そのうちカリキュラム改革というもう少し大きなトンネルも掘れるかなという期待もあるわけですよ。

中村（裕） 先週の土曜日に法職講座の答案ゼミに行つて参りました、二〇通ほど採点させていただいたんですけど、一、二年生の割には非常によくできているのでびっくりしたんです。基礎講座で配られている資料や内容というのは、充実していると思います。ただ採点する側に言わせていただくと、火曜日に送られてきて土曜日までに持つて行かなくてはいけないので、非常にその週によっては暇な週もあるんですが、私にとつてはちょっと大変なんで、なるべく問題だけでも分かれば非常に助かるんです。

高窪 申し訳ございません。来年度からはなるべく早い時期に配ります。

駿河台記念館の利用

司会 次に高窪先生から駿河台記念館の受験指導体制についてもお話しいただき、それについて中央大学法曹会側から何かご意見があれば出していただきたいと思っています。

高窪 また、ちょっと説明しますと、一〇八名の定席を設けていただいて、初めの年は目一はい入ったんですが、まだ公開答案練もございませんでしたので、ここに机は持つていて予備校へ行っちゃう、

という人もかなりいまして、実質的に利用したのは七〇名ぐらいです。これはまあああの成果です。しかも、その七〇名の中から短答式は四七名受かって、最終合格が一四名受かったんですから、合格率は非常に高く、成果は十分に上がったと思います。それで、二年目から大分変わって参りました。特に今年は大分評判が高くなったというか、公開答練も利用できるようになり、割引もあるというところで、殺到しまして、短答式合格者となり入りました。今は百何名かが登室しており、二、三席開けてある程度です。

今までやっているのは、カリキュラムゼミをOBの修習生や合格者諸君にやってもらっています。カリキュラムでどういうゼミをやるかは、合格者のプロジェクトチームを毎年組みまして、ディスカッションして、最も理想的にカリキュラムを組む。それがまずければ、次の年には修正するということで、ゼミ、ゼミ、でやっております。

中村（裕） 先程休憩の時間に、今年駿河台記念館を利用している先輩に会った

んですけども、彼は新宿に住んでいて、今まで多摩に通っていたんで大変苦勞をしたと、ところがここにできたので非常に助かったと、彼は特に一昨年、昨年と口述で落ちて勉強場所を探していたところ、ここにできて非常に有り難いと。今後多摩の研究室とともに駿河台記念館の研究室も利用させていただいて、より拡充していただきたいといっていました。その点、何かご意見がございましたら伺いたいんですが、如何でしょうか。

学研連などと法職講座とのかかわり

司会 今日は学研連の代表は来ておられませんが、学研連側としてこの駿河台記念館利用による法職講座についてどう対処されるかということについて、ご意見がありますか。

中津 今の流れでしばらくやって行くという中でいいんじゃないでしょうか。

鈴木 これは全体に関わることなんですけれども、駿河台研究室ができて、今度公開答練を実施しているわけです。その位置付け、要するに多摩のほうの入

門講座、基礎講座をどのように位置付けていくのか、それから駿河台研究室のほうの位置付け、仕上げるほうですね。その関連をどのように位置付けながら持つて行ったらいいのか。それからとは学研連との連携と言いますか、位置付けです。これは学研連は各会それぞれの伝統もありますし、指導体制その他全ての問題について同じレベルで議論することができない面があります。各会それぞれの実情を配慮しながら、方向付けをそろそろきちつと決断すべき時期に来ているんじゃないかなという感じを実は持っているんです。ですから学研連衰退論が非常に強くて、まさにこれまた切迫した状況にあるわけです。学研連の中で基礎的なことをきちつと勉強させて叩き込んで駿河台で仕上げるのか、あるいは学研連で公開答練に参加させてそこで仕上げるのか、そのへんの位置付けを今後きちんとして行かなければいけないのではないかと、ということを個人的には感じております。

木村 いま鈴木先生がおっしゃったこと

ですが、私も鈴木先生と同じ立場で学研連から推薦を受けて法職講座をお手伝いさせていたでいる立場で、両方に足場を持っている関係で、その点が個人としても非常に気になります。現実問題として、多摩のほうで入門講座なり基礎講座をやって、こちらで答案練習会という形でやってきますと、現実としては多摩のほうが言ってみれば二軍で、駿河台のほうが一軍だみたいな形にどうしてもなってくると思うんです。それが果たしていいのかどうか。そのことについて私もどうしたらいいか今すぐには分かりませんけれども、多摩のほうがよくできる学生がいけないということになれば、学生を引っ張って行くいわば機関車みたいな役の学生、昔の研究室ですとちょっと古参の室員がそういう役割を果たしていたんですけれども、そういう存在がいなくなっていくます。そうなると多摩の研究室もなかなか伸びていかないというようなことになる、そうするとこちに一軍を供給してもらう母体としてもやはり弱体じゃないか、そういうことになりはしな

いかという懸念が一つあります。

伊井 私木村先生と一緒に、多摩の研究室というものが在学や勉強を始めたばかりの者だけがいる、そういう二軍部屋的なことになってしまわないかという危惧を持っているんです。研究室というのは新人もいればベテランの人もいて、その中で盛り上がりていくというのが本来の特色だったのに、それが無くなってきたというのを非常に感じているんです。だから今度駿河台研究室ができたということとはとてもいいことだと思えますが、それによって本来の各研究室がそういう形で衰退していくことがあると、これはまた一つの問題だろうなと思います。それは研究室の事情として問題となるだけじゃなくて、推進力というか新しい受験生をどんどん増やしていくという面でも問題だろうと思います。それを考えると、将来的には法学部の存在場所、あるいは研究室みたいな場所を含めて、もっと都心と関係した方法が取れないものか、極端なことを言うと、法学部だけでも都心に戻ってきてくれないかと

いう気持ちは持っております(笑)

中津 駿河台記念館のことだけじゃなくて、学研連のそれぞれの研究室との関係についてもお話が出ているのでお話ししたいと思うんですけど、今お話が出ているように、われわれが昭和三〇年代の前半に研究室にお世話になったころの、研究室の入室試験というのは、二〇〇人か三〇〇人ぐらいは受けにきて、その中から一五人か二〇人入室を許されると、従って入室をした人達は本当に司法試験をやるということで、固い決意の下に入室して来たわけです。そういう人の集団であつたわけですが、今の研究室は、例えば他のところもほとんど同じのようなんですけれども、私も玉成会の例で言いますと、せいぜい三〇人か四〇人ぐらいの受験生、入室希望者しかいないで、しかも入室希望者はほとんど一年生という状態になっているんです。入室試験に携わってみますと、彼らは何が何でも司法試験というんではなくて、言葉を悪く言えばサークル活動的なものとして研究室を考えており、まあ、ちょっとや

ってみるかという感じなんです。そういう学生を集めていま各研究室が四苦八苦しておりまして、昨日もいわゆる六研連の合同祝賀会をやったけれども、なかなか数が受からないんです。それにいつてこういう形で一年生を入れるんですけども、研究室は手が比較的沢山ございますので、いわばマンツーマンで指導ができます。玉成会の場合などでは、一年で入ってきた学生に半年ぐらいの間にみんな一応憲法なりを一通り回させるようにしています。合格者あるいは若手の弁護士が指導員になっており、要するに何とか司法試験への道を付けておるという状態なんです。それで駿河台研究室の位置付けが仕上げということなんです、仮にこれが仕上げという要素を持つとしても、これは必ず学研連の学生を集める必要はないわけでして、多勢の中大の受験生の中で、学研連以外のところでも勉強しておって、相当のレベルに達して、もうちょっと手を入れれば合格しそうな、在学生や卒業生を集めてやっていけばいいんで、そこはお互いに助け合い競い合

いつつやっていくということが、中大の興隆に私は役立っていくのじゃないかと思うんです。

十二、法職講座と受験予備校との相違点

司会 今は法職講座はなかなか充実してきておるようですけれども、受験予備校との相違点というんですか、何かそういう点は如何でしょうか。それとも受験予備校と同じように大学の司法試験機関ですけれども、そういう形で進んでいくんです。どうか。そのへんの理念的なものをどうお考えになっていますか。

予備校よりレベルが上

三和 それは私が責任者をしております基礎講座で申しますと、基礎講座の担当者は教員が担当しております。従って学会のレベルに一応達したものを中心にして、レジュメにしましても各教員が責任を持ってやっておりまして、必ずしも予備校とはちよつと内容が違うん

じゃないかという点を自負しております。もう一点はそれをやりながら、半面答案ゼミという形で、最近合格された若手の先生方に協力願って調整が付いているんじゃないかと思っておりますし、そうしたほうがうまく行くんじゃないかと一応期待は持っております。

高窪 まず、各種講座の解説レジュメの正確さと学界におけるレベルの高さ、これはとうてい、予備校にはできないことだと思います。専門の先生に見てもらいますと非常に内容が正確であります。それから、あれだけの講師陣はとも予備校では揃えられません。答練の場合も、例えば、慶応の宮沢浩一教授とか、東大の奥平康弘教授とか、京大の林良平教授は、予備校ではやらないけれども、中央大学さんがやるなら、やっていいと引受けて下さいました。今までは、真法会が中央大学だと思っていた、とおっしゃっていましたが（笑い）。「実は違うんです、今度は大学であるんです……」、「そうなんですか」というようなことで、皆さんが引き受けて下さり、講師のメンバ

「もきちつ」としております。また、恐らくご質問の意図は、予備校のようにマニュアルだけ教えても仕様がなない、つまり法曹養成の精神的支柱といったものをもつていかなくちやいけない、ということだと思いますが、それは十分に考えています。今のところは創業会社でございますので、とにかく中大法職のマニュアルを作っていきたいと思っています。その間に、先生方の力もお借りして、例えば年に何回か、法曹界の大先輩を呼んで特別講演会をやるとか、啓蒙的な企画をもらいたいと思っています。

中津 今のお話なんですけど、端的に言つて学校がやる法職講座と予備校の違いは、次の点にあると思います。予備校は単なる知識の切り売りをやっているのですが、学校がやっていることあるいはわれわれ研究室がやっていることは、後輩の中によき法曹を作ろうということ、ただ単に受かればいいというのではないと思うのです。勿論受かればいいという面もありますがそれ以上に、後輩からよき法律家が生まれて欲しいという、

単なる知識を越えた、もう一つの熱が籠つておると思いますから、その差が絶対だと思います。

司会 リーガルマインドを大切にしたいですか。

伊井 確かにおっしゃるとおりで、方向性はそれでいいんだろうと思います。ただ私は五五年卒で、丁度予備校の草創から現在までを見てきましたが、予備校も当初はいろいろなものができまして、それで栄枯盛衰があつて自然淘汰がなされました。それで淘汰された原因は何だったのかというと、当初はこの予備校でも、有名教授を呼んできて、レジュメを作るとか、そういうようなことをいろいろやっていたわけです。しかし、その中で残っている有名予備校は三校あるのですが、あの三校の特色は、むしろそういうところから抜け出して、専任講師を作ったということにあるのです。ある意味ではそういうリーガルマインド的なものを排除して、もう受験技術に徹底したところがあつたんです。むしろ受験生はそれを選んでしまつたんです。そ

れあの三校は残つたということがあるんです。今後中大では法職なり専門コースの形でやっていくと言っても、受験生はそういうものを求める傾向もあるというところはある程度認識しておかないと、予備校との競争に勝つためには相当な覚悟がいるんじゃないかと私は思います。

高窪 私もそう思います。率直に言わせていただくと、実は「総合案内」の中でもはつきりと言っているんですけども、法職は、中央大学が学校の中に作つたレベルの高い予備校なんだという言い方をしているんです。ただ、他の予備校は商業主義で、例えば答練料なんかも二十何万円取るわけです。それをうちは四万五〇〇〇円でやる。安くて、レベルが高いということが一つの特色です。また、おっしゃるように、あんまりアカデミックになり過ぎますと、これは今の世の中の受験生のニーズにあわないんです。この辺が、教授会の空気との間では、いろんなコンフリクトが出てくると思うんです。予備校のいいところは見習いながら、正確で質の高い受験教育をやるという考え

方がいいんじゃないかと思っています。

三和 おっしゃったことはよく分かるんですけど、最近の学生を見ておりまして、予備校に通っているんなカードみたいなものを使ってやっておるのを見ておりますと、非常にわれわれは危険を感じるんです。受験技術としてはいいかも知れませんが、あれでいいんだろうかという点がありますし、講座を組むときには、先程からお話がありましたように、合格者と話をしまして決めて行っておりますので、彼らに聞きましても予備校の行き方は必ずしも良くないと言っておりますし、それからもう一つは先程来から何回も申しますように、われわれが他の大学の先生に頼んで講義をしてもらうという場合でも、予備校が頼む場合と教師の意識が違おうと思うんです。少なくとも中央大学で呼びましたら彼らはそれだけ意識してしゃべってくれているだろうと思いますし、そのへんがやっぱり根本的に違うんだと思っております。

予備校の欠点は

永井 三和先生の言いたいことをもう少しはつきり言わせていただきますと、分子予備校のレジュメとかいうものにはかなり基本的な間違いがあるだろうと思います。とんでもないことを言っていたというのが多いんです。最近ではそれが特に目立つようになっています。学者では絶対言わないこと、言っていないこととも平気で言っているんです。というのも学生からいろんな質問を受けたとき、ギョツとする質問なんです。考えたこともないし聞いたこともないようなことを言われて、いったいそれは誰が言っているんだという大体そのあたりなんです。それがはつきりと先程の最初の問題のところではいわば研修所段階に行つて恥をかくと、起案が書けないとか言われている合格者を作り出している基じやないかというふうに思っています。実際にこれはいろいろお手伝いいただいている合格者に申し訳ないんですが、実際の答練の採点、またいろんなものをチェックしたものははつきりと陰で見ているわけです。

答案の採点でもかなり問題があると言っているわけです。読み切っていないとか、又は変な文章を作るとかいうことがあるんです。それらは多分そういう勉強の弊害ではないかと思えます。だからそういう弊害を直したいということであつた場合は、先程の基礎講座を大学の教授に頼んでいるわけです。

十三、受験生の継続的指導体制について

司会 このように法職講座で受験指導体制ができつつあるんですけども、司法試験受験はいくら改革をされましても、在学中の合格はなかなか難しいと言われておりまして、卒業後も含めて継続的指導体制をどうしていったらよろしいのか、中央大学法曹会側がいろいろ検討しておりますので、まず中村（裕）先生のほうで導入部分を説明して下さい。

留年制度について

中村（裕） 一つは留年制度について教

えていただきたいのですが、在学中に受かるということはまれですから、どうしても卒業時期を迎えます。そうしますとやはり留年して就職のチャンスを残しておきたいという保険的な機能としての留年制度と、それから授業料を安くする、例えば一〇科目のうち一科目だけ落としたんだったら一〇分の一でいいんじゃないかと（笑い）単純な計算なんですけれども、そういう経済的な側面からもみた留年制度があれば、もう少し優秀な学生の足止めができるのではないかとということを考えているんですが、如何でしょうか。

外間 その問題は前からいろいろな方面から指摘を受けてまして法人と折衝してきました。今回学費を改訂することになりました、ちょっと今これでもめているんです。（笑い）それでそれに関連いたしました、法人のほうでもこの点について非常に理解を示して下さいました。具体的な制度として恐らく一九九一年度から実現できるのではないかとこのところまで来ております。そしていま法人が考え

ておりますのは、一つは卒業に必要な単位のうち八単位以下の単位を残して修学を延長した者の、これは動機目的の如何を問わず学費を半額減免することです。そしてそれにプラスして、司法試験、公認会計士試験等を受験する目的で、自発的に単位を残して修学を延長する学生に対しては、さらに学費を減免することを考えています。法学部で具体的な案を作って提案をしたいということで、三和先生、それから刑法の斉藤先生おふたりが中心になって、この修学延長制度、特に司法試験を目的として修学を延長した学生に対する学費減免措置の具体案を検討中です。

三和 基本的なことだけ申し上げますとおっしゃいましたように一割にしようという案が出ております。それから人数を絞る必要があるのじゃないかということで、司法試験だけに限りますと、就職課に調べに行きますと、司法試験のために一五〇人ぐらいは、続けていこうという人がいるらしいので、そのうち一〇〇名ぐらいはお願いしてもいいのじゃないか

と思います。これは予算との関係がありますからどうなるかわかりませんが、今はその程度で、あとはどういう形で基準を決めていくかということを検討中です。

中津 いま思いついたんですが、その場合の認定ですけれども、最後の八単位なら八単位、単位を残すと、試験はちゃんと受けさせたいんじゃないでしょうか。要するに紐を付けて本人が自発的に、例えば合格点だよということはハッキリさせて成績に評価もする。本人が卒業しようと思ったら卒業すればいいんだが、ただ卒業だけは留保する。そうすれば授業料を一割りにしても世間的にも通用するのじゃないでしょうか。

在学生合格とは

外間 私どもの本音の一つを申し上げますと、在学生の合格者の数を増やしたいという狙いがあります。ただこれは法務省との関係でどういう学生を在学生として統計表に載せるのか、これはちょっと調べなければいけないわけです。例えば

四年生で二月、三月に法務省に受験届を出しますが、そうするとその書類の中に卒業予定と書きますと、受験のときには卒業しているわけです。ですからこれが受かってても在学生の人数の中には入ってこないです。そこらへんの技術的な問題をちょっと整理して、在学生の合格者の数を少し増やしたいということが問題の一つです。受験届の中に卒業見込みと書くんですね。そうしますと受験したときは卒業しているという扱いになるわけですね。

中村(裕) そうです。卒業証書の写しと一緒に出さないと、修習の許可は下りませんです。

外間 ですから四年生が受験する場合に、もう一年留年できるから卒業予定と書かないようにという指導をしなくちゃいけないですね。(笑い)

中村(裕) 留年制度がこれから大事になると思われるのは、司法試験の合格者が七〇〇人に増員になるからです。それで随分受験生の恐怖心がとれてきて、益々、留年制度の重要性、つまり優秀な

学生の足止め策が必要になってきたと思います。

永井 三者協議では六〇〇、六〇〇、七〇〇、七〇〇、七〇〇になりましたね。

伊井 そこを説明しますと、来年度から取敢えず今の五〇〇から一〇〇名増やして六〇〇にすると、来年、さ来年は六〇〇、六〇〇で、その後は七〇〇、七〇〇にすると、そうしますと合計八〇〇なんですけれども、プラス一〇〇名をその五年間のどこかに入れて、五年で合計九〇〇名増にすることなんです。

高窪 大蔵省がオッケーしている予算枠は七〇〇(二〇〇名増)なんです。

大学における法曹養成コースとロースクール構想について

中村(裕) 今度は大学院における法曹養成コースとロースクール構想について伺いたいのですが、よろしく願いします。

高窪 本来は、渥美東洋法学研究会委員長が在席すればお話しすべきなんです、私もメンバーでございますので代りに、

説明させていただきます。一〇月一九日の、渥美君が委員長になって第一回の委員会、基本的に今後の大学院改正に関する問題点が整理されました。その中に大きな項目として、一つは「大学院への社会人の受け入れ」、つまり、東大でやりましたようなビジネススクール化という問題です。

それから第二の柱として、「法曹・上級公務員志望者の大学院への受け入れ」という項目が入っています。そして、これに関連して、必要な検点としてはまず、入試制度をやはり改革しなければならぬ。今の大学院入試では、外国語にかなりウェイトがありますが、司法試験受験者についてはこのような受験制度を変えていかなくちゃいけない。第二に、学科目を、横断的取得という表現を使っていますけれども、かなり自由に弾力的に選択できるように、どうでもいい科目は排除して取れるようにしていくという配慮が必要だとされています。それからもう一つは、学部長の言われた「学費負担の軽減」です。この三つを考えなくて

はいけない。そこまでは、今後の検討点として、具体的に、この間の委員会承認されており、そのときに私が発言いたしました、それに関連して、いろいろ外の人事の採用とか、あるいは大学院制度の改革とか、国際的な大学院を作るとか、いろんな提案が出ているんですけど、あんまり何もかも欲張らないで、絞ってやろうじゃないか、という意見を申しました。絞るべき点というのは、私として考えているのは、やっぱり、第二点、つまり、「法曹養成コース」をまず作るということを第一に考えてくれという希望は申し述べております。それと並行して、東大がやったような、実務家と呼んでのビジネススクール化ということも当然考えております。

それともう一つは、大学院の人事権の確立という問題が議論の対象になっていきます。つまり、東大などですべている大学院大学構想というものを真正面から肯定して検討していかねばならないんじゃないかということです。今は、教授会と大学院というのは一つのラインなんで

すけれども、やっぱり大学院は別で、一つの研究機関といえますか、有能な専門家、もちろんこれは実務家を含めて、そういう人々を講師に登用する、さらに、外国人教授も講師に招く、そのためには、大学院研究科で独立に人事を決められるという人事権をはっきりさせなくてはいいのではないかと、大体そんなふうなことです。

三和 永井先生が一番詳しいと思うんですけど、現状ですが、中央大学の学部を卒業しまして、早稲田の大学院に行きまして司法試験に受かっている人が大分いらっしゃるようですけれども、受験生が四〇名ぐらい早稲田の大学院にいるというのを聞いておりますので早稲田卒業に中央大学の者がいるのじゃないかと思っているんですが、如何ですか。

高窪 それは中大の合格者としてカウントされるように聞いていますけれどもね。

永井 最終学歴がどこかということですね。早稲田の場合は大学院の入試が司法試験受験生にとってみれば語学が要らな

い、専門科目だけでいいという利点があります。

中津 その点に関連して中央大学の大学院の規模、内容について申し訳ありませんけど教えていただけますか。どれぐらいの人数がいて、どういう内容の大学院なのですか。

大学院の現状は

高窪 率直に言って早稲田と比べるとのすごくスケールは小さいのです。

中津 定員があるんですか。

三和 いや、定員には関係ないです。

高窪 大学院というのは研究者の養成だというのが、昔からの、根っからの、考え方なのです。

中津 文部省との関係でも定員は要らないんですか。

高窪 それはあります。だから定員に達していないんです。定員だけ採っていないわけです。法人からはしゅちゅう文句を言われるわけですね。それでも、研究者養成でいいんだということで頑張っているわけです。それでいて、例えば、

政治とか公法なんかの場合には、受験生が減ってしまつて、いい学生が来ないんです。今年は一人しかこない、もつと学生が来なければ指導ができないじゃないかと教授が言い出すんです。やつぱりこれは大学院の体質を変えないからじゃないかと私は言つたんですけど、そういう問題があるとは思います。今のところは

学者はよく育つていますけれども、文部省の考えている大学院というものは、遙かに違うものを考えているわけですから、もうちょっと時代に目を開かないと、時代に乗り遅れるのじゃないかと思ひます。**中津** 重ねて済みませんけれども、中央大学の大学院が法的に認められている定員というのは、どれぐらいの定員なんでしょう。

永井 マスターの規模だったら一〇〇人ぐらいです。

中津 一〇〇人の定員に対して一人ぐらいしか来ないんですか。

永井 大学院修士の法学研究科の定員があるの、その中に政治や法学研究科などに分かれているわけです。民事法でい

えば、去年は二人、今年が八人ぐらいですか。民法は一人です。

高窪 商法は少しは多く入っているんです。

永井 商法が大体三、四人ですかね。

中村(裕) 私は大学を卒業した後も大学院で司法試験の勉強ができれば良いと考えております。

司会 ところで、司法試験改革が実行に移された場合、中央大学としては今後具体的にどのような対策をとつたらいいのか、今後の受験指導体制はどういうふうにしていくべきか、特に中央大学法曹会側のほうで考えがあれば紹介していただきたいと思ひます。まず大谷先生のほうでご発言いただきたいと思ひます。

司法試験改革が実施された場合の受験指導体制について

大谷 法務省が考えている司法試験改革は、要するに若手の合格を増やそうということなんですけれども、現在でも中央大学の合格者は減っているのに、そういう法務省の構想に従った改革が実施され



ると今のままでは更に減っていくだろうと危惧されます。それにどう対応するかというと、やつぱり先ず指導体制を更に強化するしかありません。当面高窪先生からお話がありました法職講座による新しい指導体制を具体的に実践していただき、それを中央大学法曹会としては全面的に応援していく所存です。

さて、中央大学の合格者を一人でも増やす方策は、大きく分ければ、いい指導体制を確立すること、それから優れた学生を法学部に多く確保することという二つだと思ひますが、その両方に中央大学法曹会として協力していくべきだと思います。

よき指導体制の確立という点ですと、ここにお集まりの法学部の先生方は非常に熱心ですし、それから伝統的なものを持っておられますし、法職講座でわが法

曹会の先生方もみな一所懸命にやっておりますので、これを一層強化していくということが先ず第一だと思っています。

更に受験指導の場以外にも中大法曹会としては、学問の独立というものを、これはもちろん充分尊重するわけですが、でも、中大の受験生は減るし、合格者は減るという危機的な状況ですし、法曹実務家養成ということですから、われわれOBのほうも積極的に提案をさせていただきたいと思っています。そういう観点でいきますと、例えば、中央大学の法学部の学生は多摩に行ってしまったお蔭で、身近なところに法律実務家がいなくなりました。そこで法律実務家から学生にもっともつと刺激を与える必要があるんじゃないかと思っています。先程あったチューター制度、あるいは多摩の法学部の学生にOB弁護士事務所を見学させ、裁判官や検察庁の見学をするためにわれわれが案内してやるなど刺激を与えて司法試験への士気を高めることも必要だと思います。

それから優れた学生を中央大学に集め

るということにも中大法曹会として協力すべきことはあります。例えば推薦入学生を採るときに、各校にそういう要綱を配るだけでなく、積極的に大学の法学部の先生が行って、その時に中央大学のOBも一緒に行って、特に法学部の学生には人材をお願いする。全国各地で行われる中央大学入試説明会場には、地元の法曹の優れた先輩も出席してアピールするというようなこともすべきだと思います。今が一番中央大学卒の法曹が法曹界全体で活躍している時代でありますし、法曹界に限らず中央大学の、例えば政界進出も、今は早稲田に続いて二位で、中大卒の国会議員が五十数名いるんです。これだけ日本の指導的な立場にある人材を出している今の中央大学、ところが受験生の人気がないというのは不思議でしょうがないんです。せっかく今までの先輩が築いていった中央大学をしぼましではいけない。そういう点ではわれわれが積極的に大学受験のところまで出て行く努力が必要だと思います。

司法試験改革の時こそ絶好期

永井 一番気になっているのはこの問題で法務省と日弁連三者協議の中で、この改革案が来年通った場合に、その五年間の経過措置中に受けた回数も実施のときにはカウントに入れるんだということがあったと思うんですけども、その点確認できますか。

司会 それはそうに理解しております。

中津 だから平成八年の段階から状況如何により丙案実施が始まるわけです。平成八年の試験において三回目の人が二〇〇人優遇されることになるのです。平成六年からはカウントされるということですね。

永井 六年ということは今の一年生ですね。彼らは経過措置が終わったときには、下手すると三回の受験を終わっているということですね。卒業のときにもう選択を迫られるわけです。卒業までに三回受けるとか不利になるというのはいくらも見えるわけです。もう一つの状況として、三回以内の人というのは、論文の

ときにプラスして採るんです。そして口述のときには一切垣根がないんです。ということとは、四回以上の人の論文合格者と、三回以内の合格者二〇〇人とで口述をやった上から何人というときに、口述のときにもし若い受験生に点数が甘ければ落ちる率はどこが多いかということですよ。

中津 若い受験生には、甘いんじゃないでしょうか。

実際に試験委員をやっている方がそう言っているんです。若い人を受からしめたんだと。

だから優遇者は二〇〇人というけれど、現実には言うところ二五〇人ぐらい論文で合格させることになるでしょうから、つまり口述で落ちる部分を上乗せしていますから、その人達が実は口述は落ちないで、五〇〇人の方へ来るということはあるわけですよ。

永井 単純増員の時期には、従来の人達が多く入り、実施時期にはかなり少なくなっているということですね。

中津 そして、中央大学の教育が波に乗

っていけば、丁度そのときに若い二〇〇人の中に中大も入れればいいわけですから(笑)

高窪 いま永井君の言ったことを裏返しに言うと、この二年間はある意味では絶好のチャンスなんです。だから、このところで層の厚い合格者をどんどん沢山出していきまじょう。

永井 實際上、私たちはこれに対応して一年生を教育しなければいけないんです。

高窪 それをやっていくと、今までのOBは努力で受かっていくわけですから、中央大学は首位奪還もできるでしょう。

この二年間の努力が実れば、いいチャンスなんです。しかし、何もやらなければ敗北です。

決断の時期に当って

司会 決断の時期に当って、今すぐしなければならぬと考えるべきことを一言お願いします。

鈴木 司法試験制度が改革されたときの対応についての問題ですけれども、率直に言って格別の対応策はないと思います。

あくまでも原点に立ち返って、先程来話の出たような基本的な課題を早急に決断する。まさに決断の時期だと思っています。

同時に中央大学法曹会としてこの問題にどう対処していくかということになりまして、細かくは申し上げませんが、マンツーマン教育を徹底してやらなければいけないと思うんです。その場合に、毎年中大出身のOBが多数出てくるわけですが、今年初めて過去三年間ぐらいの登録した若手OBを全部セレクトしまして、協力してくれるかどうかお願いしてみましたところ、三十数名の若手OBから協力のご返事をいただいております。ですからこういうことも思いつきじゃなくて、今後制度化していきながら、答案ゼミとかチューターとかの要員を、中大法曹会が責任を持ってブールしておいて、大学からの要請があったときには、随時派遣できるような体制作りをしていかなければいけないのではないかと考えております。

高窪 私のほうから、特に学研連にお願

感謝するとともに、学研連自体がますます発展充実してほしいということです。開講シンポでも、研究室には豊かな伝統があつて、そこへ入って仲間を作ることには素晴らしいことだと新入生には言っているわけです。さっきのお話に出たように、法職が発展するとともに学研連がしぼんでしまうのじゃ、全く意味はないと思うんです。ですから、各研究室は益々充実していただいて、法職も、新入生に研究室を受けろと言つて、優秀な室員を送り込みたいと思います。また、法職のできることは、各研究室の指導体制にも協力していきたいと思います。法務省の考え方は、たまっている人達、古い人達を切ろうという発想なんです。「優秀な人」というのは「若い人」で、ちょっと点数は低くても、若ければ受かるようにしてやりたいということです。そこには、たまっている人はもう切つてしまおうという発想があるので、これは納得できません。われわれはまず、若手教育を一生懸命やる一方、OBの勉学の場合も提供していきますが、学研連としては、古い人

も、少しでもその可能性を引っ張り出して受からしていただきたいんです。これが一番大事だと思うんです。彼らはそこで切られたら人生行くところがありません。それを、私は、特に学研連にお願いしたいと思います。

永井 短期的な方策としては、まだそんなに一般的に考えていないんですけれども、中央大学で司法試験委員を出していない科目には、主要科目では刑法、民法、商法があります。そういうところにある意味では司法試験委員を兼任講師として呼んできたいという気持があります。それで各科目に絶対司法試験委員がいるというような体制をとることによってかなりの学生を大学の講義に引き付けることができると思います。またそこでどういう基本的なことを勉強しなければいけないのかということが分かると思うんです。高窪 憲法と民訴、刑訴はいるんです。あと、刑事政策。民、刑、商がいないのです。いないというのは過去の事情でしようがないんです。

司会 そろそろ終わりにしたいと思ひま

すけれども、司法試験改革が実施されていくに当り、その長期的なビジョンについては大谷先生が先程説明していただき、短期的なところは今永井先生などに触れていただきました。そのようなシステムの下まず、今後は三年で合格させるシステムを充実していこう、遅れても残りの五〇〇人の中に入つて合格していけるようにしていこうということです。

まだまだ議論は尽きませんが時間となりましたのでこれで一応終わらせていただきますと思います。大変長い間ご苦勞様でした。有難うございました。

それでは最後に中央大学法曹会大西事務局長お願いいたします。

十四、事務局長閉会の辞



大西 今日では本当にお忙しい時間をお割

きいただきまして、長時間にわたって司法試験の現状それから将来の見通しを踏まえていろいろのご議論を頂戴いたしました。私、司法研修所で実際に修習生をお預かりして、それらの者の能力を見ていきますと、箸にも棒にもかからない者が沢山いるんですけれども、その中では中央大学の卒業生は比較的に少ないということが言えるかと思えます。その意味では中央大学の卒業生の司法試験の平均的な能力はかなり高い水準にあるのではないかと思えます、ただ遺憾なことには如何にも長く受験して受かった人が多いということなんです。それらの原因についても本日のいろいろご議論願ひまして、一つ一つ原因を探索し、一つ一つ潰していく努力が必要であらうと思ひます。またその改革の中では社会の法律あるいは法そのものに対するニーズの多様化というものがありまして、大学における法学教育を、やはり社会のニーズの多様化に応じていろいろとお考えになつていらっしゃるとうところもあるやに伺ひました。恐らくそれが先程お話にありました司法

コースであるとか行政コースであるとか、あるいは企業法務コースというものに分化した形をどうしても取つていかざるを得ないんであらうと思ひれます。しかしながら司法試験の改革論議を捕らえての焦眉の急の問題につきましては、先程来議論の出でおりますように、ロングタームではなく、まさにいま何をしなければいけないかという議論に集約されるのではないかと思ひます。なるほど大学におかれましてはその制度論とかいう大きな舞台の中に問題は流れていく可能性も秘めていゝるんであらうと思ひますけれども、やはり社会のニーズの多様化の一つである優れた法曹を供給するという大学の使命を踏まえて考えますと、この分野は、今まさに実行に移らなければいけない分野であるというふうに伺ひました。中大法曹会におきましてでも得る限りのご協力と支援とをお約束申し上げて、大学におかれましても益々若い司法試験合格者を沢山お出しいただきますようにお願い申し上げます、はなはだ厚かましいお願いでございますけれども、これをもつて

閉会の辞とさせていただきます。どうも有難うございました。(拍手)